

北区基本計画2024（案）・北区中期計画(案)令和6年度～令和8年度パブリックコメント実施結果

1. パブリックコメントの概要

- (1) 意見募集期間：令和5年12月20日（水）～令和6年1月26日（金）
- (2) 周知方法：北区ニュース（12/20号）、北区公式ホームページ、北区公式SNS（Facebook、Twitter、LINE）、
- (3) 案の閲覧場所：北区公式ホームページ、企画課、区政資料室、各地域振興室、各区立図書館
- (4) 意見提出者数：14名（内訳）ホームページ：13名、持参：1名、郵送：1名、ファクス：0名 ※同一意見者を含む
- (5) 意見総数：186件（公表のみの意見含む）※類似意見はまとめています。

2. 提出された意見の主旨とそれに対する区の考え方

No	意見の主旨	件数	区の考え方
7つの主要政策 についてのご意見			
1	既に進めている部分はあるかと思うが、区役所の担当部局が違う各種施策の組み合わせで相乗効果により施策がより効果的効率的（業務量のみならず予算面でも）に執行できるように横の連携を強めて欲しい。可能性を模索して欲しい（するべき）。	1	多種多様化する行政ニーズに効果的効率的に対応するため、枠を超えた分野横断的な政策展開が求められていることを認識しております。基本計画2024(案)では今後の区政において重点的、優先的に推進すべき分野横断的な政策展開の方向性を「7つの主要政策」として設定し、取り組みの方向性を明示したほか、昨年7月には、特に庁内横断的な連携が必要な課題に関して、庁内連携を推進するための「しごと連携担当室」を設置し、各種施策の相乗効果が発揮されるよう、努めているところです。
2	7つの主要政策と基本目標・政策との関係表を見ると、基本目標1の政策1「多様性を認めあう社会の推進」政策2「多様なコミュニティ活動の推進」が、「6 100年先を見据えたまちづくり」と関係づけられているが、p22の「6 100年先を見据えたまちづくり」の記載を見る限り、ほとんどハードの内容で基本目標3との関係しか見えない。 平和・人権・ジェンダー・多文化共生の考え方に基づく施策の推進や、地域コミュニティ（町会・自治会）・ボランティア団体との連携といった施策は、区政運営すべてに貫かれる基本的政策である。7つの主要施策に当てはまらないなら無理に当てはめず、主要施策を1つ増やして「8つの主要施策」とした方がよいのではないか。	1	基本計画2024（案）23ページの上部に多様な区民参画の促進、地域コミュニティの活動基盤の支援や区民施設の整備について記載しております。
3	「100年先のまち・都市像」の妥当性は、誰がどんな指標・基準をもって決定したのか（するのか）。 「100年先を見据えたまちづくり」が、100年後に失敗であったとなったとき、誰がどんな責任を取るのか。 北区基本構想でも20年なのに100年先を見据えたまちづくりでは上位計画をはるかに超えてしまう。もっと地道なものとするべきだ。	1	重点プロジェクトに掲げる「100年先を見据えたまちづくり」は、現行のハード整備における耐久性なども考慮し、長期的な視点も踏まえてまちづくりを行う必要性を示したものです。現時点における課題への対応なども含め、広くご意見を伺いながら、各エリアのまちづくりを検討する会議体などで、方向性を定めてまいります。
SDGsの推進 についてのご意見			
4	SDGsが備える包括的な視点を使って、単なるタグ付けではなく、課題を分析し、解決の際生じる相乗効果や負の影響も考慮するなど様々な事象のつながりまで考慮して、政策を点検、策定を。	1	理念や基本目標などにおいて、一部SDGsの考え方を取り入れてはおりますが、SDGsを施策等の分類のために用いているものではありません。一方で施策間の繋がり等、横断的に施策を推進することや検証することは重要だと考えています。施策評価や事業検証にあたっての参考とさせていただきます。

No	意見の主旨	件数	区の考え方
基本目標1 多様なつながりを織りなす にぎわいと活力にあふれたまち についてのご意見			
5	基本計画2024(案)p34の「戦争を経験した世代の高齢化が進むなど、戦争の悲惨さを語り継げる人が減少しています。」という記載について、我が国の終戦は約80年前であり、もはや戦争経験者世代の「高齢化」ではすまなくなっているし、1行前に「世界では争いが絶えず、平和を脅かす武力行為が発生しています。」と書かれているので、「我が国では戦争の悲惨さを語り継げる人が減少しています。」としてはどうか。	1	まもなく戦後80周年を迎え、国民のほとんどが戦後生まれという現状ではありますが、戦争を経験した世代にはご存命の方もいらっしゃることから、今回の基本計画・中期計画においては高齢化とさせていただきます。以後の計画策定の際には、表現について検討してまいります。
6	平和祈念週間事業来場者数の目標数1000人というの少なすぎであり1桁たりないと思われる。ただ、来場者数だけを増やしても意味はないので、別の指標を目標として設定することも検討すべき。	1	ご意見について、参考にさせていただきます。施策の達成を図る目標設定については、今後の検討課題とさせていただきます。
7	・中期計画(案)p25の「施策3 男女共同参画社会の推進」について 掲載されている事業が「女性」への支援に係るもののみで、「性別による固定的な役割分担意識が払しょくされ、だれもが個人として認められ、能力・個性を発揮することができています。」という趣旨と不整合。	1	スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が2023年に公表した各国の男女格差を図るジェンダーギャップ指数によると、日本は146か国中125位で、世界の中でも男女格差が大きい国とされています。特に、「政治参画」と「経済参画」での男女格差が大きくなっています。日本では、「男女雇用機会均等法」や「女性の職業における活躍を推進するための女性活躍推進法」などの法整備により、働く女性の増加など女性の社会進出が進んできてはいますが、国際社会の中では女性管理職の比率はまだまだ低い水準にあります。また、正規雇用労働者との処遇に格差がある非正規雇用労働者では女性の割合が高く、男女間の賃金格差が顕著となっています。 以上の現状を踏まえ、女性が出産・育児・介護などのライフイベントを経ながら、一人ひとりが多様な働き方を選択し社会で活躍できるような支援が必要であることから、女性活躍推進事業などの女性に対する支援事業を計画事業として位置付けています。 なお、記載中にはございませんが、男女共同参画社会を推進するための事業として、男性向け啓発講座や男性相談などの男性を対象とした事業も併せて実施する予定です。
8	・中期計画(案)p25の政策1-1 施策4【003】について 「やさしい日本語研修の推進」が掲げられているが、この研修が、日本語を母語としない方向けなのか日本語を母語とする方向けなのか明確にされていない。やさしい日本語でのコミュニケーションには、日本語を母語としないだけでなく、日本語を母語とする方にもやさしい日本語への理解が必要である。日本語を母語としない方向けと日本語を母語とする方向けの両方の研修を準備していただくことを期待する。	1	やさしい日本語研修は、日本語を母語とする方を対象とした研修です。この研修では、日本人が、外国人にもわかるように配慮して、簡単にした「やさしい日本語」を学びます。 なお、日本語を母語としない方向けには、北区日本語教室を実施し、日本語学習の機会を提供しております。
9	・基本計画2024(案)p44のふるさと北区区民まつりの写真について わざわざ数年前のものを使うのではなく、直近のものを使うべきではないのか。	1	令和5年度開催時の写真に差し替えます。
10	北区では、町会、自治会が区からの補助金等で縛られ、実質上、区の出先、末端機関となっているため、区の方針に反する行動はもちろん意見すら出せなくなっている。改善が必要。	1	町会・自治会は、地域住民の自主・自立的な運営によって活動する組織であり、多様化する社会のニーズに対して、区と対等なパートナーシップの下、相互に協力・連携して課題解決に取り組んでいただいております。その活動の中で、地域の諸課題について地域住民のみならずみなさまの声を集約いただき、北区町会自治会連合会のご要望としてまとめていただいております。 引き続き、町会・自治会など、さまざまな団体が連携して地域課題に取り組み、地域のきずなが育まれるよう支援してまいります。
11	現在、協働地域づくり推進事業に係る支援や事務は地域振興課が行っているが、本来は、NPO・市民団体の支援はNPO・ボランティアぶらざの役割であると考え。協働事業の支援事務は地域振興課から移行し、地域振興課は町会・自治会等の地縁団体を主体とした支援に回るなど、役割分担が必要である。	1	NPO・ボランティアぶらざは、さまざまなNPO・ボランティア活動の促進及び支援を行っております。今後は、社会の変化に対応する中間支援組織として、NPO・ボランティアぶらざの機能強化や役割の明確化を検討してまいります。

No	意見の主旨	件数	区の考え方
12	大規模災害時には、災害ボランティアセンターを立ち上げてよそ者と地域ニーズをマッチングすることになるが、よそ者の支援が地域住民を元気づけ、地域のぎずなを一層深めていることが多い。また、普段からオンラインによる遠隔とのコミュニケーションが容易な時代が到来した。NPO・ボランティアぶらざの機能強化の一環として、平時から遠隔との連携や受援力構築も視野に入れた取り組みを進めて頂きたい。	1	大規模災害時における「災害ボランティアセンター」の設置・運営にあたっては、区、市民活動推進機構、社会福祉協議会が協働で担うこととしており、令和5年7月には、この三者に東京青年会議所を加えた「災害時等における協力体制に関する協定」を締結し、この活動のさらなる強化を図ったところです。 こうしたことを踏まえ、市民活動推進機構が運営するNPO・ボランティアぶらざの機能強化に向けて、他団体との連携のあり方や役割の明確化を含め検討してまいります。
13	「認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない」（地方自治法第260条の2第9項）ことを周知徹底し、町会・自治会名を利用した選挙時為書等をやめ、町会・自治会が特定政党と結びついているイメージあるいは実態を改め、安心して加入活動できる様にすべきだ。	1	地方自治法第260条の2第9項において、認可地縁団体は特定の政党のために利用することは禁止されております。また、認可を受けていない町会・自治会においても、地域住民の理解と協力によって自主的に運営されているため、政治的に中立であることが基本であると考え、町会・自治会の運営に関する相談があった際には周知してまいります。 なお、町会・自治会の加入者が、特定政党や政治家を支援することまでも制限するものではありません。
14	・政策1-2 施策1について（中期計画(案)p27） 「めざす姿」に、「多様な主体が連携して地域課題に取り組むことがうたわれている一方で、事業としては「町会・自治会活性化推進事業」しか掲げられていない。町会・自治会以外の主体に対する活動支援も必要であり、ぜひ盛り込んでいただきたい。	1	多様化する地域課題を解決するため、町会・自治会や地域活動団体に加え、さまざまな活動主体が連携・協働できるように支援を行うこととしており、新たな計画事業として、地域の子育てひろばを運営する団体等に対する補助を実施します。（中期計画(案)p44掲載） また、社会の変化に対応するため、NPO・ボランティアぶらざのさらなる機能強化について検討を行い、協働推進体制の充実を図ってまいります。
15	・政策1-3 活力ある地域産業の形成 010 スタートアップ創業支援 空き家・空き店舗を活用した創業支援について（中期計画(案)p30） 従来の空き店舗対策として、賃料の一定期間の支援のような創業支援を再考して頂けますでしょうか。 賃料の支援が終わったら、廃業となり、店舗を閉めて、建物賃貸借契約を解除するような支援は、真の創業支援にならないと考えます。一ヶ月継続して、店舗を借りて事業を行うのはハードル（敷居）が高く、ハードルを下げて月2回のみ店舗を借りる創業者、事業者又は週1回のみ店舗や展示場として店舗を借りる需要は多くあると思います。 その需要と空き店舗の建物所有者のマッチング（仲介）をうまく行うシステム（仕組み）をつくれれば、区内在住、区内で事業をやりたい区外の事業者（創業者）を支援できるのではないかと考えました。	1	現在、コミュニティビジネスチャレンジショップ支援事業及び商店街空き店舗活用支援事業として、創業期における限られた経営資源の有効活用を支援し、コミュニティビジネスの活性化やにぎわいの創出を図ることを目的として、創業者を対象とした家賃補助等を行っています。本事業では、家賃補助期間終了後も専門家による経営相談を実施しており、今後も、事業継続に向けた支援を実施してまいります。 また、ご意見については、今後の事業検証の際の参考といたします。
16	・政策1-3 施策2について 「めざす姿」に、「次世代を担う人材が育成され、技術や技能が円滑に承継されているとともに、企業の高付加価値化や経営基盤の強化が図られ、」とあるが、「ものづくりの次世代を担う人材が育成され、技術や技能が円滑に承継されているとともに、製品の高付加価値化や企業の経営基盤の強化が図られ、」とした方がわかりやすい。	1	製品やサービスのみならず、企業の高付加価値化を目指していることから「企業の高付加価値化」と表記いたしました。技術革新やブランド力の強化など、広範の取り組みを通じて企業の高付加価値化を図ることで地域経済の活性化を目指してまいります。

No	意見の主旨	件数	区の考え方
17	<p>・図書館 北区に所蔵が無い本の場合、ピンク色の用紙に本の情報を手書きしてリクエストする必要があると不便です。図書館がやっている時間に持っていかなくてはいけないし、手書きしたものを職員さんがパソコンに打っているのを見ると、紙も職員さんの労力ももったいないと感じます。文京区ではインターネットでリクエストも可能だと聞いたことがあり、デジタル化の一環で是非北区でも取り入れてほしいと思いました。</p>	1	<p>現状では、窓口にてリクエストカード（ピンク色の用紙）をご提出いただき、窓口スタッフと利用者様との間で、リクエストカードに記載された内容を相互に確認しながら受付をしております。 先行自治体からは、リクエストの半数は、検索誤りにより所蔵資料を未所蔵資料と判断しての申込であることを聴取しております。それらの照含め、リクエストとして寄せられた資料の分類整理、所蔵資料の場合の予約入力、未所蔵資料の購入・他自治体への借用依頼などの膨大な作業が見込まれ、窓口業務にも影響が大きいことが予想されることから、運用を見送った経緯があります。 今後、作業負担の軽減などが見込まれる場合には、他のサービスとのバランスを鑑み運用検討を行いたいと考えております。</p>
18	<p>・赤羽図書館の整備 中央区に勤務しているが、赤羽の図書館が古く自習室も薄暗いため、新しい中央区の京橋図書館（ほんの森ちゅうおう）を利用している。 子供の為のコーナー、沢山の蔵書、沢山ある自習・読書スペース、予約可能な個人ブース、きれいなトイレと設備と今の時代の公共図書館の完成形である。 現在のような老人の為の薄暗い古い図書館ではなく、これから駅前での再開発等で0～50代の世代にも利用してもらえる清潔感があり、使い勝手の良い施設が必要である。</p>	1	<p>ご意見で取り上げられました、中央区の京橋図書館は、中央区の中心館としての役割があり、北区の場合では、中央図書館が同様の役割を担っています。中央図書館には、京橋図書館と同様に多くの蔵書や閲覧席もあり、個人利用のための研究個室も設けてあります。また、一般向けのフロア（1階）とは別のフロア（2階）にこども図書館を設置して親子で気兼ねなく利用できるようにしております。 赤羽図書館については、現時点において、具体的な大規模改修や建て替えの計画はありませんが、現在の施設を最大限に活用しながら、より多くの方が利用しやすい魅力のある図書館になるように努めてまいります。</p>
19	<p>北区では社会教育関係団体やNPO・ボランティア団体により、講座やシンポジウムなど多様な学習の機会が日々提供されている。指標にある文化センター主催講座だけでなく、これら各種団体が開催する講座等の共催・後援名義をもっと気軽に使わせてもらえるよう配慮して頂きたい。特に区立小中学校を会場として開催する講座やシンポジウムについては、会場校との円滑な調整や、学校を通じての広報に、教育委員会の後援名義がないとやりにくい場面があるため、学校長が会場使用を了承した場合には教育委員会では原則後援して頂きたい。</p>	1	<p>共催・後援名義につきましては、「東京都北区教育委員会共催・後援名義使用承認事務取扱要綱」に基づき、会場要件に関わらず、申請団体の属性や特性及び事業の内容や目的等を同一基準で公正に審査しています。</p>
20	<p>・政策1-4 施策2【O14】について（中期計画(案)p33） 「ユニバーサルデザイン」とあるが、「ユニバーサルデザイン」の誤りではないか。</p>	1	修正します。
21	<p>区主催の学習文化講演会は、時間・空間的制約から参加できない人も多い。内容が理解できる様なスライド資料（動画までは視聴できない人向け）、公演動画等をデータベース化し、区HPで公開を（文化 芸術活性化）。</p>	1	<p>区では、一部講演会について動画配信用として実施し、公開していますが、通常の講演会のスライド資料や動画を区HP等で一般に公開することは、著作権や肖像権の問題等で難しいところです。今後は、いただいたご意見を参考にして検討してまいります。</p>
22	<p>文化財のみならず、もっと幅広い歴史資源、過去の土地利用や景観、まちの形成の歴史、災害の履歴などの地域の郷土史的情報自体を次世代に継承し活用することが必要である。これらはまちづくりを行う上での有益な情報であり、情報が散逸しないよう継続的に収集・整備し、まちづくりや防災、教育等に活用していく旨を記載願いたい。</p>	1	<p>区では、区内に残る多くの文化財や、これにかかわる多くの地域の歴史的情報を後世に残すため収集保管をしております。北区飛鳥山博物館ではこれらの地域の郷土史的情報や資料の収集保管はさることながら、展示や教育普及活動での活用を通じて、広く区民に周知してまいります。これからも継続的に調査研究を行い、収集保管し、広く活用してまいります。 また、過去の災害記録は、今後の防災対策に非常に有益な情報の一つになると考えていますので、保存・継承に努め、今後のまちづくりの推進に努めてまいります。</p>
23	<p>2024年度は荒川放水路通水100周年、2025年度は北区・子どもの水辺開園20周年を迎える。渋沢栄一翁の一万円札発行後の北区観光の目玉を荒川とし、荒川下流河川事務所と連携したミスベリング推進の一環として、荒川知水資料館(AMOA)、旧岩淵水門、北区・子どもの水辺の観光活用を事業として推進してほしい。</p>	1	<p>区では、都市空間から身近にある自然豊かな水辺を活用したイベントなどを通して観光コンテンツを充実させるとともに、水辺をオープン空間として活用促進し、観光拠点の価値を向上させる取組みを推進しております。 加えまして、ご意見いただきましたような、周年の機を捉えた荒川下流河川事務所等の関係機関と連携した事業を推進していきます。</p>

No	意見の主旨	件数	区の考え方
24	<p>観光はまちづくりの集大成的な取り組みといえ、外部向けのブランディングやプロモーションに加え、観光ボランティアなどの人づくりに加え、以下のようなまちづくりとの連携が不可欠である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観づくり、商店街支援、水辺空間や公園の整備</li> <li>・バス路線再編、シェアサイクル、歩行空間整備、MaaSなどの地域公共交通施策との連携</li> </ul>	1	<p>区では、公民連携による観光振興を推進するべく、東京北区観光協会と連携し、観光振興事業を展開しております。まちづくりと連携した観光施策については、さまざまな拠点をつなぐ観光ルートの作成などの取り組みを行っております。</p> <p>ご意見については、基本計画の基本目標1政策5施策2「シティプロモーションによるシビックプライドの醸成」、基本目標3政策3施策3「だれもが容易に移動できるまちづくり」などに関する事業と認識しています。基本計画の実現にあたり、具体的な事業構築・実施の際の参考とさせていただきます。</p>
25	<p>今後の北区観光の中心は渋沢栄一翁になる印象を受ける計画となっているが、これまでの基本計画で重点的に取り組んできた「鉄道のまち事業」が北区観光の柱から外れてしまうような印象を受ける。観光ルートの開発や区外への観光発信の際、北区の鉄道利便性の高さは有力な「都市の装置」であるため、今後も観光の柱として事業を続けて頂きたい。</p>	1	<p>北区には、東京新幹線車両センター（田端）や尾久車両センターが立地しており、また、都内で唯一残る路面電車の東京さくらトラム（都電荒川線）が走っています。こうした北区の鉄道及び関連施設は、他の地域にはない北区ならではの特徴的資源であると認識しています。</p> <p>このような北区の特徴的資源である鉄道や駅を核として、区内の様々なエリアでの回遊を推進する事業を進めていきます。</p>
26	<p>鉄道観光や駅を拠点とした観光については、既に全国各地に先進事例があり、全国の鉄道事業者・NPOや市民団体と自治体の交流や情報交換が進んでいる。北区はむしろ後発であるという基本認識に立ち、まずは先進地の視察や交流を進め、鉄道観光のノウハウを学んでいく必要がある。</p>	1	<p>北区の鉄道観光のあり方について、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>
27	<p>・政策1-5 施策2【O22】について（中期計画(案)p38）</p> <p>渋沢栄一の経済や民間外交の面での功績は広く認められている一方で、その私生活に対しては否定的なとらえ方も多く存在する。渋沢栄一に関し、「区民が誇らしいと思えるようにする」のは、一方的な価値観の押し付けにつながる恐れがあるため、この部分は削除すべきである。</p>	1	<p>北区に遺る渋沢栄一の足跡の数々は、北区の文化・観光にとっても重要な資源になります。本項目では、これらを含めて、区民が誇らしいと思えるようにしていくことを企図しており、渋沢栄一という個人を信望してもらうことを目的とするものではありません。</p> <p>これらの資産を活かすには、これらを語る人材を多く必要とすることから、行政としても広く渋沢栄一を顕彰してまいります。</p>
基本目標2 世代を超えて互いに成長し 自分らしく輝き 健やかに暮らせるまち についてのご意見			
28	<p>学生や新社会人など若者を対象とした政策が抜け落ちているため、政策の1つとして項目立てすべきである。</p> <p>この意見は基本構想のパブリックコメント等で再三提出してきたが、区の見解は「子ども・家庭」に関する意見の中に入れられ、この中に含めながら基本計画策定の際の参考にするとのことであった。しかし、基本目標2のどこを読んでも「中高生」と「子育て世代」の間の世代に当たる、学生～新社会人世代に関する施策の記載は見当たらず、北区の政策はこの世代を取り残していると言わざるを得ない。</p> <p>基本構想や基本計画の目標にある「世代を超えて互いに成長」や、SDGsの「誰一人取り残さない」という考え方は、若者支援を充実させないことには実現に至らない。生活の困窮や就職難、ヤングケアラー問題など若者を取り巻く社会環境は悪化している上に、10年後には新型コロナで学校教育を十分に受けられなかった世代が学生や新社会人になる。身近な基礎自治体による支援は今後10年間の重要課題であるといえる。</p> <p>私が在勤者として関わってきた杉並区や世田谷区では、若者の就労支援や心のケアなど各種施策が充実し、若者を対象とした区政参加ワークショップ等も催され、北区に比べ若者が大切にされていると感じるに至った。23区西部や多摩地方の自治体の方が若者支援が充実しているため、若者がこれらの自治体に流出していくことを大いに危惧するものである。</p>	1	<p>区では、就職希望者と区内企業の交流の場として、就職フェアの実施や、大学生・専門学生を持つ保護者のためのセミナーの実施、また、就職が内定した高校生に対し、新社会人の準備や早期離職防止を目的とした講座を実施するなど、将来の北区を支える若者に対して就労支援等の事業を実施しております。</p> <p>また、昨今の若者を巡る社会環境の変化については課題と認識しており、支援施策等についても検討してまいります。</p> <p>ご意見については、基本目標2政策1の政策の方向性にある「すべての子どもの権利を尊重し、子どもが未来に夢や希望を抱きながら、心身ともにのびのびと成長することができるよう、子どもの目線に立った支援体制」や、基本目標1政策3施策4の「だれもが働きやすい環境づくり」などに関する事業と認識しています。</p> <p>ご意見は事業実施の際の参考とさせていただきます。</p>

No	意見の主旨	件数	区の考え方
29	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画2024(案)p78の注釈にあるヤングケアラーの説明について          こども家庭庁では「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているこどものこと」としており、これにそえるべき。計画(案)の記載では「～18歳未満の子ども」とあるが、「～18歳未満の」という限定は不要なはず。また「ケアラー」の説明なのに、「ケアを要する人」「ケア責任を」といったように「ケア」という言葉を使って説明するのは不適切。さらに、被介護者や障害児の家族がいる場合は「一時的に」家族の世話をすることは一般的であると思われ、こども家庭庁の説明のように「日常的に」という限定が必要。</li> </ul>	1	基本計画2024(案)公表後の令和5年12月22日付けで閣議決定された「こども大綱」では、ヤングケアラーについて「本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているこども」としていることから、該当の注釈を変更します。
30	基本計画2024(案)p82の左下の表の出典は「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画策定のための区民意向調査(令和4年度)」ではなく、「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画策定のための区民意向調査報告書」だと思われる。	1	いただいたご意見をもとに、「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画策定のための区民意向調査報告書」に出典元の記載を変更します。
31	<ul style="list-style-type: none"> <li>産後ケア事業          私たち夫婦にはまだ子供がいないのですが、産もうという気持ちになれない理由の一つに、夜泣き等で眠れなかったり、体調崩して仕事復帰どころではないといった話を聞くからです。なので、数時間だけでも預かってくれるサービスや、そういう両親向けに交代でゆっくり眠れるような支援があるとありがたいと思います。</li> </ul>	1	<p>出産子育てに関する不安を軽減する取組みとして、産後の母と子が助産院などを宿泊または日帰りで利用し、心身をケアしながら休息を取ることができる産後ケア事業を実施しています。</p> <p>また、支援者の不在時にヘルパーが訪問して家事・育児支援を行う安心ママパパヘルパー事業や保護者が出張や育児疲れ等で一時的に子育てが困難な時に、お子さんをお預かりする乳幼児ショートステイ・子どもショートステイを実施しています。</p> <p>今後も誰もが安心して子どもを産み、育てられるよう、お示した事業を含め、北区では様々な施策を推進してまいります。</p>
32	基本計画2024(案)p88の注釈1のGIGAスクール構想についての説明文は、「全国の小・中学校に高速大容量通信ネットワークを整備することにより、多様な子どもたち一人ひとりを誰一人取り残すことなく、個別最適化された創造性を育む教育を実現する構想のこと。GIGAとは、「Global and Innovation Gateway for All」の略。」としてどうか。	1	<p>いただいたご意見をもとに以下の通り修正します。</p> <p>「全国の小・中学校に高速大容量通信ネットワークを整備することにより、多様な子どもたち一人ひとりを誰一人取り残すことなく、個別最適化された創造性を育む教育を実現する構想のこと。文部科学省から2019年(令和元)12月に発表された。GIGAとは、「Global and Innovation Gateway for All」の略。」</p>
33	<p>「確かな学力育成プロジェクト」及び、「北区におけるGIGAスクール構想の推進」に関連する事項として、スタディサプリの提供終了に断固反対します。現状では小3からが対象であるが、小1～2にも拡大するべきである。予算の制約上これ以上継続できないというのなら停止という選択肢もあるが、そうならば「予算の制約で継続できない」と説明するべきであり、「ご利用いただける類似コンテンツの充実」が理由であるというなら、具体的にどのコンテンツがスタディサプリと類似しているのか説明するべき。</p> <p>学力格差が拡大することになりかねず、「一人ひとりの状況に応じた支援体制の充実」という施策に反する。</p>	1	<p>スタディサプリは、令和2年度、新型コロナ流行による臨時休業や学年閉鎖等が発生する中、オンラインによる学習支援ソフトとして導入をいたしました。このたび、近年の活用状況の全体的な低下や、他のコンテンツをはじめとしたICT学習環境の充実を図ってきたことから、学校との協議を踏まえ、全児童・生徒へのアカウント配付につきましては、令和5年度末で終了することとしました。しかしながら、多様な学びの場の確保のため、令和6年度以降は不登校対策事業の中で、引き続きスタディサプリを活用してまいります。あわせて、いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、代替コンテンツとしては、児童・生徒の学習熟度に応じて問題が作成されるAI型ドリルを中心とした「eライブラリ」、映像教材を中心とした「eboard」があり、現在も学校で広く活用がなされているところです。</p>
34	基本計画2024(案)p89に「北区学校ファミリー構想」とあるが、もはや「構想」ではないと思われ、「北区学校ファミリー事業」としてどうか。	1	<p>「北区学校ファミリー構想」(平成15年6月策定)は、通学区の重なる幼稚園・認定こども園、小学校、中学校で構成する「サブファミリー」を基盤とした取組を推進することで、質の高い教育の実現を目指す北区独自の教育システムです。</p> <p>引き続き、「北区学校ファミリー構想」に基づき、特色ある教育活動を推進してまいります。</p>

No	意見の主旨	件数	区の考え方
35	<p>基本計画2024（案）92ページ「施策3 意欲的に学べる教育環境の整備」に関して。東京都内では、上履きを廃止し、校舎内でもそのまま土足にする「一足制」を導入する学校ができました。北区においても、一足制の導入をご提案します。</p> <p>子どもの足の成長に適していないバレエシューズタイプの上履きで一日中過ごす、足や体の健康にとってよくない影響があるそうです。一足制であれば、足に合った靴を選びやすくなります。93ページ「施策の方向（2）学校の改築・リノベーション事業の推進」に、「社会環境の変化やニーズに応じた教育環境の向上・充実を図ります」とありました。長年の習慣を変えるのは困難だと思いますが、「足育」をおろそかにせず、子どもの足の健康を守る教育環境を整備していただきたいです。</p>	1	<p>学校の改築にあたっては「北区立小・中学校整備方針」に基づき整備を進めており、同方針では、地域開放の促進、防災、ユニバーサルデザイン等の観点から、一足制の導入を検討することとしています。</p> <p>既に改築校において、一足制を導入している学校もありますが、引き続き、学校の施設環境整備に合わせて可能な範囲で取り組んでまいります。</p>
36	<p>働きやすい環境づくりといいつつ、働いている人への配慮が全くないので改善すべきである。年齢別の健康診断において、午前中の時間に若い世代の予約を受け、午後には老人という本末転倒なタイムスケジュールが組まれておりとても利用できるものではない。その時間は働いている。わざわざ仕事を休んでまで利用するものでもないとなる為、区のサービスの提供の仕方として間違っているのではないか。</p>	1	<p>「年齢別の健康診断」についてのご意見を受け、区民の様々な背景を踏まえた上で、今後の事業運営において検討してまいります。</p>
37	<p>まちづくりや環境施策に動物(地域猫保護猫保護犬)関連の視点からの具体的施策も含めて欲しい(含めるべき)。</p>	1	<p>動物(地域猫保護猫保護犬)に関する具体的な施策の実施には、ボランティアとの連携の向上を図ることが重要と考えています。</p> <p>まずは、普及啓発の推進に努めながら、知識や方法等をもつボランティア人口を増やし、その効果や状況等を踏まえつつ、具体的な施策を検討してまいります。</p>
38	<p>「こころのバリアフリー」と「情報バリアフリー」はバリアフリー協議会や区民部会の大きな検討課題で、様々なアイデアが提示されており、これまでもVR動画作成など委員からのアイデアの一部は実現している。協議会・区民部会で出された意見を基本計画に反映し、中期計画で少しずつでもよいので事業化するよう求める。中期計画（案）では「めざす姿」のみの記載で事業が白紙になっている。</p>	1	<p>区では、「こころのバリアフリー」及び「情報バリアフリー」を推進するため、障害者差別解消・理解促進普及啓発事業や手話通訳者派遣事業等に取り組んでいます。</p> <p>引き続き、障害に対する理解や障害のある人となない人の交流を促進するとともに、障害のある人が多様な手段で円滑にコミュニケーションを図れるよう、意思疎通支援の充実を推進してまいります。</p>
基本目標3 安全・安心で 快適に暮らし続けられる 人と自然が調和したまち についてのご意見			
39	<p>赤羽、十条、王子などタワーマンションの建設と街づくりが一体として区が指導しているが、私たちの税金をタワーマンションのために使われることは納得できない。なぜ、私権の所有権を取り上げて大きく危険な高いマンション建設を誘導するのか。地震などでどのように回りに影響がでるかもわからず、周囲への日当たり、風圧、火災、子どもの教育、エレベーター事故など危険性がわからないことが多い。突然容積率を上げて、今までの住民を追い出すことは、街の一貫性が崩れるのでやめてほしい。住民があつての街であり、住み続けられる街にするべきである。</p>	1	<p>だれもが安心して住み続けられるまちとなるよう、事業者との協議・連携により、周辺環境や地域の課題に配慮しながら、周辺市街地の環境向上を図る、適正な土地利用へ誘導します。</p> <p>市街地再開発事業については、権利者の方々が事業主体となるものですが、地区周辺の防災性の向上や、区内屈指の商業施設の集積、都市居住の推進など、魅力あるまちづくりを進める機会と捉え、事業主体である再開発準備組合に対し、地域住民の方々の理解をできる限り得られるよう、丁寧なご説明等の対応を求めます。</p>
40	<p>・地震対策 昨年江東区では、5千円程度の防災カタログギフトを区内全世帯に配付したと聞きました。今年は年明けから大地震があり不安も高まっているので、是非北区民向けにも配布頂けたら嬉しいです。</p>	1	<p>区では、主要な防災用品を割引価格で購入できる「防災用品あっせん事業」や不燃化特区内の木造住宅を対象とした「感震ブレーカー無償配布事業」を行っております。</p> <p>いただいたご意見は、今後、区民の皆様への周知啓発を検討する上で、参考とさせていただきます。</p>

No	意見の主旨	件数	区の考え方
41	<p>防災の観点から木造密集地の解消のため、建て替え、耐震化補助は十分行き、道路の無用な新設、拡幅はやめてほしい。特に補助86号線の常静寺付近は太田道灌ゆかりの山城地形であり、遠くからの景観も素晴らしいのでこの景観を壊すことは魅力ある街づくりの精神から外れているので中止してほしい。</p> <p>また補助86号線は赤羽自然観察公園とスポーツの森公園の間に計画されているが、現状が北区、板橋区の広域避難場所となっている。この間に道路を造れば、避難地の中にアスファルトと車を導入することになり、危険性が増加するのでやめるべきである。</p>	1	<p>区では、建築物の不燃化に対する助成事業として、「不燃化特区」「都市防災不燃化促進事業」等を行っています。また、木造家屋の耐震化支援策として、「木造民間住宅耐震化促進事業」を行っています。今後も、木造住宅密集地域の解消や、建物の不燃化・耐震化の促進に取り組んでまいります。</p> <p>都市計画道路補助第86号線は、延焼遮断帯の形成、震災時等の安全な避難路の確保、緊急車両の通行の確保による円滑な救助・救援活動を担うなど、地域の防災性向上を図る上で重要な道路です。区としては事業者である東京都と連携を図りながら事業の推進に努めていくとともに、地元の皆様に対して丁寧な対応を心がけるよう、引き続き東京都に求めてまいります。</p>
42	<p>区内木密地域で建替、耐震化が必要な建物は、借地で地主への建替等、承諾料が高く断念している場合も多い。助成等支援が必要。</p>	1	<p>区では木造住宅の耐震化支援として、助成金を交付しています。耐震化による建物の安全性向上に対する支援を、今後行ってまいります。</p> <p>なお、承諾料の助成を実施することは考えておりません。</p>
43	<p>関東大震災では屋敷林のあった有馬屋敷は、延焼せず、多くの避難者が助かった事を考え緑を育てるため、街路樹等の骸骨剪定は直ちにやめ、将来の最大樹冠、樹形を目指した計画的な剪定に変更し、防災にも役立てるべきだ。</p>	1	<p>夏期及び冬季の剪定は、伸びすぎた枝を整え、また、台風での枝折れを防ぐ、交通障害対策等、街路樹を管理する上で必要な作業として行っています。</p> <p>新植等する場合は、引き続き、車道・歩道幅員等状況に合わせた樹冠をつくる街路樹を適切に植えるようにします。</p>
44	<p>関東大震災では隅田川を超える飛び火が発生しており、都区が傾注する大型道路整備と沿道不燃化では、防ぎ切れない。</p>	1	<p>東京都は、防災都市づくり推進計画において、不燃化特区制度と特定整備路線の整備を重ね合わせることにより、延焼遮断帯の形成と市街地の不燃化が一体的に促進され、より高い施策効果が発現するとしております。</p> <p>区としましても、こうした考えを踏まえ、避難路の確保とともに延焼遮断帯の形成、建築物の不燃化等のさらなる促進により「燃え広がらない・燃えないまち」の実現に努めてまいります。</p>
45	<p>現行の基本計画にある公共防災船着場は陸路が絶たれた際の防災上重要な施設で、かつ環境負荷の少ない平常時交通にも使える施設であるため、事業から削除せずに継続すべきである。2018年西日本豪雨で呉市の鉄道・道路が被災した際には、船舶が通勤通学の足としてしばらくの間活躍した。本年元日の能登半島地震でも陸路が絶たれ、物資の海上輸送が一時検討されていたこともある。</p>	1	<p>公共防災船着場の整備は、東京都防災船着場整備計画に基づき、計画的に整備を行っており、北区管理のものは、これまで5か所（北区設置は4か所）の防災船着場を設置しています。</p> <p>未整備となっている浮間、堀船の公共防災船着場につきましては、船着場までのアクセス確保に必要なテラス護岸等の整備状況や周辺における公共事業の進捗等とあわせて整備を進めることとしています。</p>
46	<p>大規模水害を想定した避難行動支援事業では、避難の判断を住民が自主的に判断できるようにすることが必要である。そのためには、気象情報の収集と読み方の習得、事前の備えも必要となる。避難行動計画の普及やマイ・タイムライン普及リーダー育成事業の中で推進して頂きたい。また、避難一命をとりとめた後の復旧・生活再建については、まだまだ普及が不十分である。復旧・生活再建の取組には、水害被災地での災害ボランティア活動へ参加することが大変役に立つため、社協やNPO・ボランティアびらざ等と連携して進めて頂きたい。</p>	1	<p>現在行っているマイ・タイムライン普及リーダー育成事業に加え、今後は支援者に向けた水害に関する知識の普及等による避難行動要支援者の避難体制の強化を検討してまいります。</p> <p>また、復旧・生活再建の取組に係る災害ボランティア活動の活用につきましては、今後の防災対策の参考とさせていただきます。</p>
47	<p>災害から身を守る「地域防災力の向上」は大事ではあるが、一命をとりとめても、その後の避難・仮設生活の長期化で命を落とす災害関連死が問題となっており、これを減らすことが重要である。特に近年は水害の激甚化・頻発化に伴い、浸水被害を防ぎ切れないことを想定した減災・避災や迅速復旧への備えが必要である。被災後の復旧・復興が迅速に進められるよう事前から想定しておく「事前復興」の考え方を記載して頂きたい。</p>	1	<p>水害の激甚化・頻発化に伴う、防災・減災対策として雨水貯留層の整備促進や、河川の護岸整備やポンプ場の整備等、国や東京都と連携して対応を行っています。</p> <p>復旧・復興に関する具体的な対策等については、個別計画等の改定に合わせて検討してまいります。</p>
48	<p>「地区防災計画」は比較的新しい制度である上に、行政が作成する計画ではないため、防災に熱心に取り組む住民でもこの制度を知っている人はまだまだ少ない。策定支援以前の段階として、地区防災計画に関する基本的な仕組みや作成方法の周知を自主防災組織の他、防災に取り組むNPO・ボランティア団体等に周知し、機運を高めるところから取り組む必要がある。</p>	1	<p>「地区防災計画」につきましては、区内全19地区における計画の策定を目標とし、令和6年度を初年度として、策定支援事業を実施してまいります。</p> <p>ご意見をいただきました計画策定に係る機運醸成に関しましては、地区ごとに町会・自治会のご意向を踏まえながら、必要な周知を図ってまいります。</p>



No	意見の主旨	件数	区の考え方
49	客引き防止条例施行後も赤羽駅東口駅前や赤羽一番街には毎日大量の客待ちがいる。条例では客待ち（勧誘行為をする目的で、それらの行為の相手方となるべき者を待つこと）が禁止されているにもかかわらず、客引防止員は客待ちを眺めているだけでなにもしていない。なぜ対応しないのか？客待ちに関しては条例施行後も解決していないのであるから、課題とその対応を本計画に盛り込むべき。また、路上喫煙・歩きたばこをしながらウロウロと客引、客待ちしている者も多く大変危険。	1	客引き行為等については、条例に基づき、区職員及び委託事業者が、実効性が上がるように活動していくとともに、近隣商店街、地域住民、関係機関等とも連携を図りながら、巡回パトロールも実施しているところです。「自分たちのまちは自分たちで守る」という防犯意識の更なる醸成を図りつつ、今後も、安全と安心のために取り組んでまいります。
50	赤羽自然観察公園の横で、北区の「防犯パトロール」というステッカーを張った車の運転手が、運転しながら右腕を社外に出シタバコの吸い殻を捨てているのを見たことがある。北区HPによれば、「区内を巡回し、不審者や不審物の発見、児童施設をはじめとする公共施設の安全確認などに取り組んでいます。」とのことだが、この運転手こそが不審者・危険人物ではないのか。防犯パトロール担当者のルールやマナー遵守を徹底するべき。	1	防犯パトロール中の喫煙や車外へのポイ捨てについては、委託業者にルールやマナーについて指導してまいります。
51	これからの犯罪は、サイバーテロやネット詐欺などデジタル化に伴う犯罪が増えると想定され、従来の見守りや意識向上のような取組みは機能しにくくなる。デジタル化に本格的な舵を切り、行政サービスもデジタルが前提となるこれからの北区として、これらの犯罪からの防衛手法を知り伝えていく教育・普及の活動や、ICTに関する相談のできる体制を作る取組が、デジタル化推進の上でも重要となる。	1	ご指摘のとおり、メールを利用したフィッシング詐欺、架空請求詐欺の被害に対する消費生活相談は増えている状況にあります。犯罪の形態は、時代とともに変遷しています。消費生活センターは、従来から実施している消費者カレベルアップ講座、消費生活相談出張講座において時流に合わせたテーマの講座を実施します。悪質商法や詐欺等は被害者本人が気が付かない場合が多いため、高齢者(特に独居)に対する見守りは、被害の早期発見、被害の未然防止がますます重要なものと考えています。今後も関係機関との連携を強めていきます。 また教育分野では、児童・生徒及び保護者向けに学習用端末やSNSの使用ルールについてリーフレットやホームページで周知をしているほか、学校においても情報モラルに関する授業を行うなどの取組みを推進しています。
52	国内でも豊島区など取得自治体が増えている、WHOが推進している予防に重点を置きつつ、生活の安全と健康の質を高めていくまちづくり「セーフコミュニティ」の認証取得を。	1	いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
53	現在住んでいる転居を強いるまちづくりは、住民に不安をかかえた生活で、心身に悪影響を与えるもので、安心なまちづくりと正反対のものだ。現住民が安心して今の住まいに住み続けられるまちづくりを。	1	まちづくり事業の実施にあたっては、権利者をはじめ地域住民の方々の理解をできる限り得られるよう、これまで丁寧にご説明等、対応を図ってきているところです。引き続き、計画策定過程からの区民参画など、区民の皆様との協働のまちづくりを推進してまいります。
54	十条駅周辺のまちづくりについては、鉄道の高架方式による立体化、十条駅西口再開発、都市計画道路補助85号線の幅員、鉄道附属街路の建設、高校・大学との連携や通学路の問題など、問題が山積している。このような時こそ、勉強会や他地域事例の視察等を行い、区民・利用者参画によるワークショップ等で対立意見を比較しあいながら協議していくことが大切である。北区は東京都に一方的に協力するのではなく、ブロック部会等の場を活用して住民意見を出し合い、住民の立場に立ってできる限りの調整・交渉を進めて頂きたい。	1	十条駅周辺のまちづくりについては、東京都やJR東日本などの関係機関と緊密に連携するとともに、十条地区まちづくり全体協議会の活動を積極的に支援し、官民連携により推進してまいります。
55	十条駅西口再開発において個別利用制度を使っていれば、東京都で一番利用者の多いという（都立図書館が調査）武蔵野プレイスの劣化コピー「J&L」をビル内に設けるのではなく、完コピ版を独立した建物で、同程度の費用でつくれた。	1	十条駅西口地区市街地再開発事業は、防災性の向上と区の「にぎわいの拠点」としてのシンボルにふさわしい土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的として、組合施行で施設建築物及び公共施設等を整備しております。 また、北区公益施設（ジェイトエル）は、多世代の交流を促し、駅前の新たなにぎわいを創出する施設として、施設建築物の低層棟3・4階に、組合施行で整備する予定です。

No	意見の主旨	件数	区の考え方
56	発意、計画立案時から住民へ透明性の高い十分な情報提供、説明を行うことで、都市政策が住民に身近なものになり、まちづくりに主体として参加も、多様な主体間の信頼醸成。十分な合意形成が図れるようになる。	1	まちづくり事業の実施にあたっては、権利者をはじめ地域住民の方々の理解をできる限り得られるよう、これまで丁寧にご説明等、対応を図ってきているところです。引き続き、計画策定過程からの区民参画など、区民の皆様との協働のまちづくりを推進してまいります。
57	生活利便性の向上のため、東京都立産業技術研究センター跡地に商業施設の誘致を支援願います。 また、当該跡地の活用方法について現在の検討状況を開示願います。	1	旧都立産業技術研究所西が丘庁舎敷地については、現在、東京都において土壌汚染対策法に基づく土壌汚染対策を実施しております。当該敷地の後利用については、土壌汚染の措置状況を踏まえて検討していくと、東京都からは聞いております。 東京都の今後の利活用方針を注視していくとともに、売却等の処分を含めた利活用の際には、地域に貢献できる活用ができるよう、機を捉えて東京都に要望をしております。
58	JR田端駅北口から東田端(マルエツがあるエリア)方面へのアクセスの悪さを改善してほしい。線路があるので難しいかもしれないが、新たな改札口や地下通路などを作り、移動距離を短くしてほしい。	1	東田端方面から田端駅へのアクセス改善につきましては、地域の皆さまからかねてよりご要望をいただいておりますが、技術的な課題や多額の費用負担、関係機関との調整など、多くの課題があると認識しています。 引き続き、いただいたご意見も参考にしながら、JR東日本などの関係機関と情報交換に努めてまいります。
59	延焼遮断帯として道路、公園が計画されるが、延焼を止めるのは平面だけではなく、立体的に火の粉を防ぐ必要がある。それには、高い常緑樹のグリーンカーテンが必要である。よってただ道路を造るのではなく、そこにどのようにグリーンカーテンを作るか、大きくなる常緑樹をいかに多く配置するかを考え、植樹を増やすべきです。すべての道路で植樹を増やすよう見直してほしい。同様に公園に関しても、人工芝やアスファルト舗装はやめ、天然芝、常緑樹で囲うなどで、延焼遮断効果を増やすべきである。	1	東京都は、防災都市づくり推進計画において、延焼遮断帯の形成に必要な道路幅員や沿道の不燃化率を定めており、区としても、この考えに基づき取組みを進めております。 具体的には、特定整備路線について、事業者である東京都と連携を図りながら事業の推進に努めていくとともに、区としましては、沿道建築物の不燃化を促進する都市防災不燃化促進事業に取り組んでおります。 ご意見のありました、道路、公園等における緑化の創出による延焼遮断効果につきましては、グリーンインフラとしての多面的価値の1つとして、必要に応じて検討してまいります。
60	駒込がまちづくり拠点とされているが私権を犯すことの無いような計画でなければならない。不動産産業の不当な圧力を使っての住民いじめはやめさせてほしい。	1	都市計画マスタープランでは、駒込を地域の生活利便施設や公共サービスの集積を図りつつ、地域間移動の交通結節点となる鉄道駅周辺及び大規模団地などの際立った個性や都市機能の潜在的な可能性を有する市街地の「地区連携拠点」に位置付け、豊島区と連携し、都心への近接性を活かした一体的な駅周辺のまちづくりを進め、地域商業機能などの生活利便機能の集積による拠点の形成を図るとしてあります。
61	王子駅周辺のまちづくりについては「王子駅周辺まちづくりランドデザイン」にその方向性が定められているが、「ランドデザイン」の策定過程は近隣住民の参画の場がなかった。また、王子駅はJR・都電・東京メトロに加え、都バス・コミュニティバス・高速バスなど多くの公共交通の結節点となっていることを十分考慮し、都市側だけでなく駅そのものの利便性向上にも寄与するよう、策定過程に区民や公共交通利用者・事業者の参画も必要となる。今年度より、王子共創会議と王子駅周辺エリアプラットフォームの動きが始まり、ようやく近隣住民や関係事業者等の参画の枠組みができつつあるので、この動きを当面の間推進して頂きたい。	1	現在、区では交通事業者や地元関係団体を含む王子駅周辺の関係者を一同に集めた「王子共創会議」を立ち上げ、各事業の進捗を確認しながらまちづくりの計画策定等について協議を行っています。あわせて、地域の課題解決や魅力向上を目的とした「エリアプラットフォーム」の立ち上げ準備を行っており、まちづくりを担う様々な主体が連携・情報共有し、情報発信やイベント、公共空間の活用などまちづくりの実践等を行うことができる体制づくりを推進しています。 今後も、まちづくりにおける各段階で多様な主体の参画を促し、公民連携によるまちづくりを推進していきます。
62	赤羽駅周辺の再開発について具体的な納得のいく説明がほしいです。 赤羽は古き良き飲み屋街として他の街からたくさんの方が訪れていると思いますが、そのトレードマークを潰し、公共施設を潰してまで、どこも同じような商業施設や巨大なタワーマンションを建てていく計画は、住民税を払っている身としては必要性を感じません。もう少し納得のいく説明をきちんとしてもらいたいと思います。	1	赤羽駅東口周辺では、住民発意による市街地再開発事業の事業化の動きが進んでおり、区ではこれを契機に、より魅力あるまちづくりを進めるため、「赤羽駅周辺地区まちづくり基本計画」の策定に取り組んでいます。 いただいたご意見は、市街地再開発事業の事業主体である各準備組合にお伝えするとともに、区としても今後の計画検討の参考とさせていただきます。

No	意見の主旨	件数	区の考え方
63	赤羽駅周辺のまちづくりについては、赤羽小や赤羽公園を現在地のまま残す意見が大半であることを踏まえ、住民意見を踏まえた市街地再開発事業やまちづくり基本計画策定が進むように、まちづくり協議会の活動支援をお願いしたい。	1	まちづくり協議会の活動が主体的かつ円滑に行われるよう、引き続き、活動の支援をするとともに、まちづくり事業の実施にあたっては、計画策定過程からの区民参画など、地域住民の方々の意見をできる限り反映できるよう努めてまいります。
64	赤羽駅前の治安改善、東口の再開発を早く進めてほしい。 再開発が行われる東口駅前には、昔から学校があるにも関わらず、夕方～夜は飲み屋街で活気がでてしまい決して清潔な空間とは言い難い。 商店街といいつつ、実質住民が利用できる場所は八百屋の八百正だけで、総菜屋があるわけでもなくただの煩い飲み屋街である。先日もシルクロードで火事があり、建物が古く密集している地域である為住民としては今後も続くのか不安である。 また禁止の呼びかけをしているとはいえ、あの辺一体は帰宅時に酔っ払い客と、お店の勧誘、ガールズバーの勧誘だらけでとても歩きにくく、安い店を売りにしているが故に客層もいいとは言えずとても治安が悪い。新宿の歌舞伎町と大して変わらない治安の悪さである。 そして大抵は区外からの客であり、メディアでも昭和のよき飲み屋街として勝手に宣伝されている始末で、そんな古臭いイメージが先行し、住民としては迷惑である。 再開発したとして、住民としては住宅街にあいった店舗が残ることを望んでおらず、最近スナックの空き家等にガールズバーが入り始め、岩淵側になだれ込んでいくのは好ましくない。赤羽全体として他の区に負けない住みやすく安全で清潔な住宅街を築くべきである。	2	赤羽駅東口で事業化の検討が進んでいる市街地再開発事業については、権利者の方々が事業主体となるものですが、区としましてもご指摘の地区周辺の防災性の向上や、区内屈指の商業施設の集積、都市居住の推進など、魅力あるまちづくりを進める上で絶好の機会と捉えております。 このため、市街地再開発事業を契機に、周辺地区のより良いまちづくりを誘導するため昨年7月から「赤羽駅周辺地区まちづくり基本計画」策定の取組みを進めるとともに、事業主体である再開発準備組合に対しても合意形成の促進等、助言や事業化に向けた様々な支援等を進めているところです。 また、客引き行為等については、条例に基づき、区職員及び委託事業者が、実効性が高まるように活動していくとともに、近隣商店街、地域住民、関係機関等とも連携を図りながら、「自分たちのまちは自分たちで守る」という防犯意識の更なる醸成を図りつつ、今後も、安全と安心のために取り組んでまいります。
65	赤羽駅東口地区の状況について、赤羽小学校周辺地域の再開発は積極的に進めるべき。「利便性の高いにぎわいのある市街地の形成を図ることが必要です。」というのはそのとおりであり、地元商店街を温存させる意味はない。また、「古くから住んでいる住民と、マンションなどに移住してきた新住民との交流を促進するとともに、地域コミュニティの活性化を図る」とのことだが、新しくマンションに移り住んだファミリー層は、それ以外との交流を必ずしも望んでいないと思われる。小さな子を育てている子育て層が、昼間から酔っ払いが徘徊し路上喫煙だらけの赤羽一番街と交流したいのかは疑問。赤羽小学校の関係者（保護者）は地元商店街との交流の必要性を言っているが、危険を避けるためにやむを得ず交流しているものであり、本音でいえば、小学校の隣に酔っ払い・路上喫煙だらけの商店街など百害あって一利なし。		
66	田端ふれあい橋エレベーターの利用者マナーが悪い。特に朝の通勤通学ラッシュ時。高齢者、妊婦やベビーカーに譲らずに我先に乗り込む若い人や健常者が多いので困る。わかりやすい注意書きや啓発のポスターを掲示してほしい（外国人も多いので、英語でも表記してほしい）。	1	利用状況を踏まえ、誰にでも分かりやすい注意喚起の掲示物を設置するなど、利用マナーの向上に努めてまいります。
67	鉄道駅へのホームドアの設置は、中期計画案では15年度までに完了となっているが、赤羽駅を含む全駅へのホームドアは、転落防止や慢性的な列車遅延防止対策として、整備の優先順位を上げて頂きたい。	1	鉄道駅のホームドア設置について、JRでは2032年度末頃までに東京圏在来線の主要路線全駅にホームドアを整備していくこととしており、区としても整備を進めるよう、JRに対して引き続き要請してまいります。
68	区自らが都市計画法で定めた地区計画を破って樹を伐る開発を行う事は改めるべきだ。	1	特定の地区の地区計画においては、緑豊かな街並みを形成するため、既存樹木の適切な維持保全を図り、緑化を推進すること等を地区計画の目標と定めています。 都市計画事業等の事業化により、樹木が支障となる場合等はやむを得ず伐採等する場合がありますが、同量以上の緑を確保する計画とするなど、全体として地区計画の目標を達成できるよう努めています。

No	意見の主旨	件数	区の考え方
69	基本計画2024(案)p64に記載されている道路整備は積極的に進めてほしいが、反対している地元住民もいて用地取得が難航している例もあると承知している。反対意見がありつつも、区としては道路整備を推進するという立場であるのだから、「反対意見はあるが、整備を進める」といった具体的な記述が必要。区は「区民の安心安全な生活のために道路整備が必要」という主張であり、反対住民は「区民の安心安全な生活を守るために道路整備は不要」という意見なのであるから、現行のように「区民の安全のために道路を整備します」といった趣旨の記載だけでは不十分である。最低でも、「反対意見もある」という記載と、反対意見はあっても何年度までに何%の用地取得を行うといった具体的な数値目標が必要。反対意見は確かにあるとしても、同時に、道路整備を進めてほしいという意見もあるのであるから、「区としては道路整備を進める」という方針であることを今まで以上に明確にするべき。	1	中期計画(案)(P64)の「安全で安心に暮らせるまちづくり」においては、災害時における都市機能の維持、区民の命を守る災害に強い都市基盤の整備、地域と一体となった災害から身を守る取組みの強化を掲げております。 具体的な取組みである都市計画道路整備において用地取得が必要な場合は多く、協力が得られない方もおりますが、本計画においては区の目指すべき将来像を示し、その実現のための目標と基準を定めております。しかし、用地取得の目標は交渉の進捗が予測できないため、お示しするのは難しいと考えております。
70	都市計画道路の新設については、これまでの基本構想パブリックコメントや意見交換会でも反対の意見が多く、区民の意向、要望に沿ったまちづくりを進めるべきである。しかしながら区の回答は一貫して「必要な都市計画道路の整備を着実に進めていく」とされており、実質不採用になっている。中でも、区事業の鉄道附属街路1～6号線、都事業の補助73号線や補助86号線は問題が多く、沿道の反対が強いだけでなく、補助86号線は赤羽自然観察公園の分断など環境や防災に逆行する面もあり、見直しを都に求めるべきである。 杉並区では都市計画道路の必要性の検証を区独自に行い始めている。世田谷区では交通計画や道路構造を工夫して通過交通の防止やまちの分断が図られないようにする検討を各地で行っている。北区もこれらの区の手法を見習い、沿線住民の立場に立って都と対峙しながら施策を進めるべきである。	1	都市計画道路は、交通・物流機能の向上による経済の活性化のみならず、日々の生活を支え、災害時には救急救援活動を担う重要な都市基盤です。加えて、無電柱化、歩道や自転車走行空間の整備、街路樹による緑化を行うことにより、環境、景観の向上などにも寄与するものです。 これまで、都市計画道路の必要性の検証を行ったうえで、計画的かつ効率的に整備するため、おおむね10年ごとに事業化計画を策定し優先的に整備に取り組む路線を示しています。社会経済情勢や住民ニーズの変化などを踏まえ、地元の理解と協力を得ながら、必要に応じて都とも協議しながら、都市計画道路の整備を着実に進めてまいります。
71	(仮称)旧北王子支線線跡地遊歩道はワークショップで案がまとまったが、今後も設計の進捗に応じた住民説明や意見交換を継続し、「鉄道のまち北区」を象徴する施設の1つとして整備が進むようお願いしたい。	1	整備工事に向けて令和5年度中にワークショップ案を基に設計案をまとめていく予定です。今後は詳細設計、整備工事と進めていきますが、機会を捉えホームページやニュースレターなどで周知に努めながら、支線跡地としての特色を活かした施設となるよう努めてまいります。
72	十条駅付近連続立体交差事業は、高架方式が決まったことに対し住民の反対は根強い。今からでも地下化への変更を再検討すべきである。	2	十条駅付近連続立体交差事業の構造形式については、事業主体である東京都が、事業的条件・計画的条件・地形的条件を総合的に判断して決定しています。 いただいたご意見は、事業者である東京都にお伝えしてまいります。
73	十条駅周辺連立を見直し、地下方式で出てくる残土を使い、中十条4丁目と仲原3丁目、4丁目間の谷十条台1丁目と2丁目間の谷を「埋める」のに使えば、処理費、工費も安くでき、両岸地域の分断も解消し、防災にも役立つ。		
74	電線、電柱は景観を汚染するとする一方で、鉄道高架化を行い、鉄道架線や、それを支える支柱を良く目立つ様にするのは、矛盾している。地下化に改める様、区から都に矛盾を指摘するとともに、働きかけを。	1	十条駅付近連続立体交差事業の区間周辺の現在の状況は、十条駅を中心に住宅や商業施設が立ち並び、その中で赤羽線(埼京線)は、都市的景観要素の一部となっています。 環境影響評価書では、工事の完了後における鉄道施設の高さは、最も高い部分は駅部で17m程度、駅部以外の高架橋で7m～11m程度となりますが、周辺の建築物等を大きく上回ることはないため、事業区間周辺の都市的景観要素と融合し、地域景観の特性は、ほとんど変化しないとの見解を示しております。 いただいたご意見は、事業者である東京都にお伝えしてまいります。
75	まちづくりや道路交通施策における自転車の活用と自転車活用に相応しい、クルマ、自転車、歩行者それぞれの安全を担保した道路交通施策や特に自転車の交通安全啓発施策を取り入れて欲しい(取り入れるべき)。	1	交通安全施策の具体的な取組みについては、北区交通安全計画及び同実施計画で定めており、「自転車の安全利用の推進」を重点課題として位置づけ、教育・啓発活動を推進しています。

No	意見の主旨	件数	区の考え方
76	・基本計画2024(案)p146について 赤羽・王子駅前でもタクシーが待機していない時間帯が多くなっているため、「主要駅の駅前にはタクシー待機車両。」との記載が適切かは微妙なところ。	1	該当の表は「北区地域公共交通計画」からの抜粋になります。ご指摘のとおり、近年のタクシードライバー不足により、タクシー運行車両が減少しており、主要駅においても待機車両が少なくなっておりますが、時間帯によっては、待機車両があるためこの記載としております。
77	「だれもが容易に移動できる」ためには鉄道駅の交通結節機能の向上に加え、公共交通と徒歩・自転車でのシームレスな移動サービスを提供するインフラの整備と、それらの情報を一元的に提供するMaaSの普及がこれからの時流となる。そこまで踏み込んだ記載をお願いしたい。	1	シームレスな移動サービスの提供については、施策の方向「(2)多様な移動手段確保に向けた取組み」で検討します。 なお、MaaSについては、東京都や事業者の動向を注視するとともに、引き続き、導入・連携する際に必要となるオープンデータ化等に努めます。
78	関連計画の1つである地域公共交通計画は、2020年度に策定され、道路運送法に基づくコミュニティバス導入を目的とした計画に留まっている。しかし地域公共交通計画は、同時期の2020年に改正された「地域公共交通活性化・再生法」に根拠法令が変わっており、バスだけにとどまらない地域公共交通計画へと早急に改定する必要がある。また、地域公共交通計画策定協議会の「住民または利用者代表」には、区内在学の高校生や学生、障害者団体、交通関係の市民団体、一般公募委員を入れ、実際に利用する人の意見を反映できるようにすべきである。	1	北区地域公共交通計画については、必要に応じて柔軟に計画の見直しを検討します。また、計画の見直しにあたっての会議体の構成や意見聴取の手法などについては、いただいたご意見を参考とさせていただきます。
79	鉄道利便性の高い北区は、鉄道と自転車をシームレスに組み合わせて利用できる環境整備に重点を置き、公共交通利便性をトータルで向上させることを目指すべきである。特にクルマで移動する距離を自転車で転換するには、鉄道等公共交通との組み合わせは不可欠である。指標の1つであるシェアサイクルポートは単に設置箇所数数を増やすのではなく、なるべく駅に近い場所での重点的拡充をお願いしたい。	1	指標「シェアサイクルポートの設置箇所数」については、駅周辺への重点的な設置を踏まえた目標値としています。
80	・Kバス 王子神谷駅近くにニトリ赤羽があるのですが、南北線が不便だったり、王子駅から少し歩くので、その周辺までKバスで行けると本当に助かります。また、仕方がないのかもしれないですが、一方通行にしか行けないのがやはり不便です。	1	ニトリ赤羽店へは王子駅から都営バス「王40」、「王57」系統が運行しており、コミュニティバスは既存公共交通への影響を与えないように運行しなければならない旨が国土交通省のガイドラインに定められており、Kバスの導入は難しいと考えています。また、道路状況により一方通行での運行となることがあります。 今後の地域公共交通やまちづくりに対するご意見として、参考とさせていただきます。
81	・自転車 文京区では自転車シェアリング事業があり、色々なところでドコモ・バイクシェアやHELLO CYCLINGが設置されていて移動するのが本当に楽しかった。北区にも少しありますが、例えば田端1丁目から5丁目、中里1丁目から3丁目といった辺りにはほぼなく、是非事業として取り入れていただけると嬉しいです。	1	シェアサイクル事業につきましては、現在策定中の自転車活用推進計画において今後実施すべき施策の一つとして位置付けております。自転車活用推進計画策定後の令和6年度より、事業者と協定を締結するなどの連携を図り、シェアサイクルポートの設置を促進してまいります。
82	毎年、マンションも含め空き家が増加している中で、新規住宅大量供給となる大規模集合住宅の建設は抑制すべきだ。 区分所有型の集合住宅は、法改正があっても建替は非常に困難であり、将来的にスラム化が避け難いので建設を禁止する様な条例を策定すべきだ。	2	区分所有型の集合住宅については、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、マンション管理適正化推進計画を策定し、当該集合住宅に対して適正な管理を促していくとともに、マンションの適正な管理にむけた事業の実施、周知を図ってまいります。
83	区分所有型の集合住宅は、法改正があっても建替は非常に困難であり、将来的にスラム化が避け難いので建設を禁止する様な条例を策定すべきだ。		なお、建設を規制する条例を制定することについては考えておりません。
84	基本計画2024(案)p152の地図は「北区都市計画マスタープラン2020」からの転記であるとのことだが、すでに開園している「赤羽台けやき公園」が（仮称）となっていたり、何を意味するのか不明な「☆」が地図中にあり不適切なので差し替えるべき。	1	凡例を追加しました。なお、お示しの図表は、都市計画マスタープラン2020における地区別のまちづくり方針図を参考に示しているものなので、時点修正は行わず、お示しの図表のままといたします。

No	意見の主旨	件数	区の考え方
85	基本計画2024(案)p154の「現状と課題」の部分に、「区のルールに違反して公園内で喫煙する者が多い」という記載を追記するべき。また、p155の「施策の方向」の部分に、「園内禁煙ルールの実効性を確保するために巡回強化などの取組を推進する」といった趣旨の記載を追記するべき。 都営団地内の公園などは、区のルールの対象外であり喫煙者が多いことから、都が管理する公園についても禁煙とするよう、北区から東京都に対して要望するべき。	1	受動喫煙防止対策は、公園に限った対策ではないため、基本計画2024(案)p164の「快適な生活環境の確保」に施策の展開について記載しています。喫煙行為を含め、公園内で常習的に迷惑行為が行われているとの通報があれば、区職員や指定管理者による巡視・巡回の強化を範囲で行っています。なお、一部の公園や児童遊園では指定管理者制度を導入し、巡視・巡回の頻度を高め、園内における喫煙者に口頭注意するなどの対応を始めており、今後、対象公園等の拡大を図る中で、区民の皆様の満足度を向上させていきます。 都営団地内の公園に関する意見は、要望としてお受けします。
86	区立公園が禁煙化された際に各公園に「禁煙」のノボリが設置されたが、経年劣化したもの（や、その結果撤去されたもの）が少なくないので再設置するべき。	1	公園内禁煙ののぼり旗については、古くなり破れているのぼり旗も見受けられるため、英語、中国語、ハングル語の表示も加えたメッシュ生地のポスターに順次、交換しています。なお、ポスターは、サイズが小さいので、各公園に複数枚の掲示を行っています。
87	政策3-4に「人々の交流や暮らしの豊かさをもたらす北区ならではの魅力ある公園・水辺空間づくりを推進します」という記載があるが、赤羽緑道公園は指定管理者が怠慢でベンチ付近に吸殻が放置され「魅力ある公園」に真向から反しているため、このような業者とは契約解除するべき。	1	赤羽緑道公園（指定管理者）に対するご意見としてお受けし、受託事業者に対して対応を指導しました。
88	公園・河川水辺空間は、北区にとって限られた生物生息空間である。生物多様性・生態系・生物資源の観点を含めた自然環境保全の視点を入れ、生物生息空間としての質を向上していく考え方が重要である。施策の方向は人中心となっているが、生物生息空間にも配慮した公園・河川水辺空間づくりを推進するように記載願いたい。	1	自然環境の保全・創出に対しては、基本計画2024(案)P162～P163「自然を守り育てるまちの形成」として施策にまとめています。 また、関連計画である「北区緑の基本計画2020」の中で、生きものにぎわいのある緑づくりとして生物多様性地域戦略を位置づけています。具体的には景観やレクリエーションのためだけでなく、公園における水辺環境のあり方を見直すなど、生態系の回復につながる空間づくりを推進しています。 いただいたご意見は、具体的な施策を進めていくうえでの参考とさせていただきます。
89	水辺空間を利用したにぎわいの創出の中にあるドッグランについては、まず荒川河川敷以外の場所を検討すべきであり、荒川以外に適地がない場合は、荒川将来像計画のゾーニングで「利用系ゾーン」の中に設置すべきである。荒川河川敷は北区・子どもの水辺や足立区新田わくわく水辺広場などを含む、自然系ゾーンが多くなっているため、自然系ゾーン内への設置がないようお願いしたい。また、設置の際には他の河川敷利用者の迷惑にならないような配置やアクセス動線の検討を、河川敷利用者の意見を踏まえて検討して頂きたい。	1	ドッグランの整備については、施設を整備できる面積やアクセスの確保など様々な要因を勘案して計画しております。また、荒川将来像計画におきましては、河川敷の土地利用区分として、「自然系ゾーン」と「利用系ゾーン」に区分されており、原則、ドッグランは利用系ゾーンでの整備を想定しています。
90	・基本計画2024(案)p155の注釈 「Park-PFI（公募設置管理制度）」とあるが、公募設置管理制度は公園に限られるものではないため、「Park-PFI（公園公募設置管理制度）」としてはどうか。	1	基本計画2024(案)P155の注釈にある「Park-PFI（公募設置管理制度）」とは、都市公園法を根拠とする制度を解説したものであり、当記載のままいたします。
91	基本計画2024(案)p162の左下にある表は「平成30年度 北区緑の実態調査報告書」を出典としているが、この調査は令和5年度にも行われたはずなので最新のものに差し替えるべき。	1	ご指摘のとおり令和5年度に緑の実態調査を実施しましたので、その結果をもとに最新のものに差し替えます。
92	自然を守り育てるまちの形成について、「めざす姿」のみの記載で事業が白紙になっているが、北区は昔から生物調査を熱心に行っており、生物のデータベースが整備されていることから、このデータベースのオープン化、環境学習、区民参加型生物調査など、様々な形で区民参加や普及啓発の事業化をお願いしたい。	1	ご指摘のとおり生物調査は例年実施しており、ホームページなどで調査の詳細な結果を公表しています。 また環境学習の一環として、区民の参加をいただきながら生物調査などを実施しています。 今後も様々な機会を捉えて環境学習の区民参加や普及啓発を行ってまいります。
93	緑の災害時の防災機能として、「グリーンインフラ」の考え方が自治体の各種計画に盛り込まれつつある。北区でも「グリーンインフラ」の考え方を導入すべきである。	1	関連計画である「北区緑の基本計画2020」の中で、自然の持つ多様な機能や仕組みを活用する社会資本としてのグリーンインフラを掲げ、緑の多面的価値を区民が享受できるよう、まちなかの緑化や公園・緑地等のオープンスペースの保全などを進めています。

No	意見の主旨	件数	区の考え方
94	住民から見れば、十分大規模な工事でありながら、都の環境アセスメントからはもれてしまう規模のものを対象とした、北区独自の環境アセスメント条例の制定。	1	区では、一定規模以上の事業の実施に際し、公害の防止、自然環境、歴史的環境の保全及び景観の保持等について適正な環境配慮がなされるよう、「東京都環境影響評価条例」に定められた環境アセスメント手続の趣旨に基づいたうえで、運用しております。区内が環境に影響を及ぼすと予想される地域に含まれる事業については、北区環境審議会での諮問、北区議会への議事・報告等を経たうえで、環境保全の見地から区長意見を提出し、対応させていただいており、区独自の環境アセスメント条例を制定することは考えておりません。
95	歩行が不安定な人にとり、ビル風は、大変危険なバリアであり、工事中も含め風害対策を義務付け、安心安全な通行ができる様にすべき。	1	東京都環境影響評価条例に基づき、東京都が条例の対象選定した一定規模以上の事業実施の場合は、風環境の影響が評価の対象になります。技術的な指針では環境保全のための措置として、対象事業の実施が風環境に及ぼす影響を可能な限り回避し、また低減するための措置について、工事施工中及び工事完了後にわたり配慮を行うことが示されており、各施行者が条例に基づいて適切に対応していると認識しておりますが、必要に応じて区からも指導を行っております。
96	大気汚染、気象、放射線、水質などの観測は、機器があれば区民自ら行うこともできる。区民自身による観測調査は、身近な環境保全意識を高める啓発には最適であることから、機器の貸与や財政的支援などを区として推進して頂きたい。	1	大気汚染などのモニタリングについては、区及び東京都が測定局を設置するなど、常時または定期的に測定し、ホームページなどで公表しております。機器の貸与や財政的支援については考えておりませんが、いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。
97	化学物質に関して区や区民自らが取り組むべきこととして、有害物質を最初から購入しない努力が必要である。区の様々な調達（物品・工事）においてグリーン購入法に配慮すること、特にダイオキシンの原因物質である塩ビ製品を使用しないことなどを施策として盛り込んで頂きたい。	1	ご意見をいただいた内容（区の調達方針及び使用製品仕様等）については、基本目標3施策5施策1の関連計画として位置付けている個別の「北区役所ゼロカーボン実行計画」（令和5年2月策定）に基づき、グリーン購入活動等、各部署での環境配慮に関する取組みを推進していくこととしておりますが、塩ビ製品を規制する施策を盛り込むことについては考えておりません。グリーン購入法への配慮など、いただきましたご意見は、今後の参考にさせていただきます。
98	WHOが他地域でも採用を推める、「欧州騒音ガイドライン」に準拠した区独自の騒音規制条例の制定を。	1	東京都では、騒音規制法のほか、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例により、騒音を規制しています。区におきましても同条例に基づく運用により対応しております。
99	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本目標の中に、「望まない受動喫煙に晒されない街」という趣旨の事項を追記し、目標指標として「区内で望まない受動喫煙に晒されることがあるか否か」を設定するべき。</li> <li>施策の達成を図る目標に、「望まない受動喫煙に晒された回数」を設定し、目標値を「0%」とするべき。</li> </ul>	1	基本目標は、基本構想で定める内容としており、昨年10月に既に策定済みであることから、表現の追記については行いません。また、目標指標に関しては、喫煙者而非喫煙者の誰もが快適に過ごせるまちを実現（共存できる環境を創出）させるため、双方にとっての意見を包含できる目標指標とさせていただきます。
100	基本計画2024(案)p165の関連計画の部分に、「北区たばこ対策基本方針」も追記するべき。	1	「北区たばこ対策基本方針」は、基本計画2020に定めるたばこ対策総合支援事業及び北区ヘルシータウン21に重点的な取組みとして定める喫煙・受動喫煙防止対策の実効性を高めるために策定したものです。このため、本方針は方向性として示したのみに残り、計画として位置付けておりませんので、関連計画として北区ヘルシータウン21を記載させていただいております。

No	意見の主旨	件数	区の考え方
101	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画2024(案)p164の「東京都受動喫煙防止条例の全面施行等を受け、～」の記載について、課題であるのは、ポイ捨てや歩行喫煙についての「苦情があること」ではなく、歩行喫煙・ポイ捨て自体である。そこで、「原則屋内禁煙や受動喫煙防止ための配慮義務といったルールが明確化されたにも関わらず、ルール違反が散見されます。また、たばこのポイ捨てや歩行喫煙、受動喫煙についての苦情・相談が増加傾向にあります。」といった内容の記載に改めるべき。</li> <li>原則屋内禁煙が定められているのは東京都条例ではなく健康増進法であるので、「健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の全面施行等を受け～」したほうがよいのではないか。</li> <li>北区基本計画の「現状と課題」の部分などに、迷惑喫煙が横行している旨を記載するべき。(赤羽台桜並木通り、赤羽一番街、赤羽駅東側、赤羽駅南側等を明記)</li> </ul>	1	<p>「東京都受動喫煙防止条例の全面施行等」の文言で、原則屋内禁煙等のルールの明確化を包含させていただいており、記載の変更については考えておりません。</p> <p>一方で、歩行喫煙・ポイ捨て自体の軽減へとつながるよう、喫煙マナーの向上に関する啓発を行うとともに、指定喫煙場所の環境改善等により、実効性のある取組みを実施してまいります。</p> <p>いただきましたご意見は、今後の具体的な取組みに関するご意見として参考にさせていただきます。</p>
102	<ul style="list-style-type: none"> <li>「区設置指定喫煙場所の環境改善」とあるが、「環境改善」の意味するところが不明であり、不適切な記載となっている。なぜ、「受動喫煙が発生しない場所・構造にします」と書かないのか？喫煙者と非喫煙者は一方的な加害者・被害者の関係であり、非喫煙者に喫煙者と共存しろというのは、例えば、いじめられている子に対し、いじめっこと共存しろと言うのと同じ。また、DV被害者に対しDV加害者と共存しろと言っているのに等しい。「喫煙者と非喫煙者の共存環境の創出」ではなく「いかなる場所でも受動喫煙に晒されない環境の創出」「喫煙者と非喫煙者との完全分離による受動喫煙防止」とするべき。</li> <li>基本計画2024(案)p165(3)については、「区内全域を路上喫煙禁止とし、指定喫煙所以外での喫煙を禁止します。喫煙ルールの実効性を確保するために巡回を強化します。指定喫煙場所は閉鎖型のみとし、望まない受動喫煙を撲滅します。」といった内容の記載に修正するべき。</li> </ul>	1	<p>一部改正法(平成30年法律第78号)の改正による健康増進法では、原則屋内禁煙とされた一方で、屋外については禁煙等の措置を講じておりませんが、望まない受動喫煙対策を講じる観点から、屋外分煙施設を設置する際の技術的留意事項について、厚生労働省健康局から各特別区区长等に対して通知を受けております。このため、区としても、屋外における分煙環境の整備を促進していくことなどで、誰もが快適に過ごせるまちを実現させるために努めてまいります。</p> <p>指定喫煙場所の環境改善については、現在の喫煙所を主に閉鎖型喫煙施設へ改修させる方向で順次整備してまいります。道路幅員や設置場所等により構造等も異なるため、設置場所管理者や地域等との調整のうえで様々な手法を検討し、令和6年度から計画的な整備に努めてまいります。</p> <p>また、路上喫煙禁止地区の新規指定及び拡大については、当該地区周辺の状況に併せ、指定喫煙場所の整備等とともに地域との協議を踏まえ順次行ってまいります。</p>
103	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本目標3に「受動喫煙による健康被害やたばこの吸い殻の散乱及び火傷等の被害を防止し、だれもが快適に過ごせるまちを実現するため」とあるが、現在の「東京都北区路上喫煙の防止等に関する条例」は、吸い殻の散乱及び火傷等の被害の防止が目的とされ、受動喫煙被害の防止については規定されていない。そのため、条例を改正し、受動喫煙被害の防止を目的として追加するべき。</li> <li>「路上喫煙禁止地区において、窓を開けた状態の車内で喫煙することは条例違反ではない」と解釈しているとのことであるが、路上喫煙禁止地区では車内でも喫煙禁止とするべき。</li> <li>「禁止地区の指定・拡大」との項目について、路上喫煙は区内全域で禁止するべきであり、そのための条例改正を進めるべきである。現在の条例では「駅前等」以外を路上喫煙禁止地区に指定することはできないのであれば、条例の改正を議会に提案したり、別のルールを作成すればよいだけのはずだがなぜしないのか？</li> <li>たとえ私有地であっても公道に面した場所に灰皿を設置することは禁止するルールを導入するべき。</li> </ul>	1	<p>路上喫煙対策や受動喫煙対策等、関連法令等に基づいて取組みに努めております。路上喫煙禁止地区の新規指定及び拡大については、当該地区周辺の状況に併せ、指定喫煙場所の整備等とともに地域との協議を踏まえ順次行ってまいります。</p> <p>ご指摘の条例改正等については、本計画の記載に関するご意見ではありませんので、記載内容等は変更いたしません。いただいた具体的な取組みに関するご意見は、参考にさせていただきます。</p>
104	<p>「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」を参考に、北区独自の「東京都北区子どもを受動喫煙から守る条例」を制定するべき。北区の路上喫煙防止条例は受動喫煙防止を目的としていないので、新規条例を制定する意義があるはず。</p>	1	<p>子どもを含むすべての区民に対する受動喫煙防止策として、たばこに係る関係各課がそれぞれの取組みを推進することで総合的なたばこ対策に努めています。</p> <p>現時点において条例を新たに制定することは考えておりませんが、いただきましたご意見は参考とさせていただきます。</p>



No	意見の主旨	件数	区の考え方
105	本計画に「健康増進法等に基づく飲食店原則禁煙ルールの順守徹底」という施策を追記すべき。健康増進法では、飲食を主目的とする店は禁煙であり、「喫煙目的店」にすることはできないとされているにもかかわらず、赤羽一番街などには居酒屋でありながら「喫煙目的店」としている違法店が多数ある。さらに東京都条例では、従業員を雇っている店は「喫煙可能店」になれないと規定されているにもかかわらず、「喫煙可能店」が堂々とアルバイト募集をしている例も多数ある。このような違法店について北区に対して何度も通報しているが、区は違法な「喫煙目的店（可能店）」を放置している。区自身も今までの怠慢を深く反省すべきであり、今後はこのような違法店を撲滅するよう取り組むべきである。	1	関係法令の目的である、自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境を整備するために、引き続き飲食店に義務づけられている標識掲示の確認巡回を行うとともに、法令の周知啓発を行ってまいります。 法令違反については、違反事実を確認のうえ順次対応を行っておりますが、引き続き今後も適切な対応に努めてまいります。
106	健康増進法に違反して店内喫煙を認めている飲食店への取り締まりを強化するとの施策を本計画に盛り込むべき。北区HPの「喫煙目的施設について」というページには、「飲食店や居酒屋は喫煙目的店になれない」旨が書かれていないが、なぜ明記しないのか？東京都福祉保健局のHPには明記されているが、北区と東京都とは、健康増進法について別の解釈をしているということか？また、すべての飲食店は喫煙の可否を入口に掲げなければならないはずが、そうしていない飲食店も多い。なので、区内の全飲食店に全件訪問調査をするべき。北区区議が経営に関わっている飲食店すら表示義務違反をしている例こそが、北区の対応が不十分であることの証拠である。	1	喫煙目的施設については、ご指摘の北区ホームページ内に厚生労働省と東京都のホームページをリンクで案内しています。 飲食店に義務づけられている標識掲示については、引き続き巡回確認を実施してまいります。
107	<ul style="list-style-type: none"> <li>区長が実質的な運営者である「東京都北区みらい会議」では、政策の1つとして「受動喫煙の起きない、密閉型の喫煙場所の整備を促進」と掲げているが、本計画では「区設置指定喫煙場所の環境改善」という、曖昧で何を意味するのか不明確な記述となっている。本計画に「すべての指定喫煙所は密閉型にします」と書けない理由が何かあるのか？それとも、「密閉型の喫煙所の整備を促進するが、既存の欠陥喫煙所は放置します」というのが区長の考えなのか？</li> <li>令和6～8年度で計5か所の指定喫煙所の環境改善を行うとのことであるが、何年も前から課題であり、区はこれまで対応を実質的に放棄し、何の対策にもなっていない欠陥パーティションの設置でこまかしてきたのだから、どんなに遅くとも令和6年度中に全ての指定喫煙所に対策を施すべきである。</li> </ul>	3	区内の指定喫煙場所の環境改善については、現在の喫煙所を主に閉鎖型喫煙施設へ改修させる方向で順次整備してまいります。道路幅員や設置場所等により構造等も異なるため、設置場所管理者や地域等との調整のうえで様々な手法を検討し、令和6年度から計画的な整備に努めてまいります。
108	喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の創出の一つである「指定喫煙場所の環境改善」は、換気をついた部屋として外と隔離し、煙が外部に漏れないように整備願いたい（空港の喫煙所のようなイメージ）。		
109	田端駅ふれあい橋の喫煙所を移動してほしい。強制受動喫煙エリアとなっており、子供や呼吸器が弱っている高齢者と一緒に通る時に、大変気を遣うため。他区から訪れる方々からも、あのエリアは評判が悪い。		
110	<ul style="list-style-type: none"> <li>区指定喫煙所のパーティション外で喫煙している者が多いことについても苦情が寄せられているはずであるから、本計画に「パーティション外での喫煙者を排除する」旨の記載をするべき。利用者の多い朝夕だけでも監視員を常駐させるべきであるが、なぜしないのか？</li> <li>北区全域で歩きタバコやポイ捨てが禁止であるにもかかわらず、赤羽一番街などでは条例違反者が非常に多い。これらの違反者への取り締まりを強化する旨の施策を本計画に盛り込むべき。</li> </ul>	1	ご意見をいただいた内容（パーティション外喫煙者への啓発）については、中期計画内「喫煙者と非喫煙者の共存環境の創出」において、「マナー向上のための普及啓発」（推進）で包含させた記載としております。 いただいた具体的な取組みに関するご意見は参考にさせていただきます。
111	王子駅前の加熱式専用喫煙所で紙巻きたばこを吸っている者が少なくない。それを注意する警備員もいない。そもそも、この場所の植栽を撤去したのが不適切。区は「加熱式専用とするにあたり植栽を撤去」などと言っているが、植栽を残したままで加熱式とする選択しもあったはずである。スペースの問題があるのであれば、この喫煙所自体をなくすべき。	1	路上喫煙対策や受動喫煙対策等、関連法令等に基づいて取組みに努めております。本計画の記載に関するご意見ではありませんので、記載内容等は変更いたしません。が、いただいた具体的な取組みに関するご意見は参考にさせていただきます。

No	意見の主旨	件数	区の考え方
112	公道に置かれた灰皿の撤去を行うとの施策を本計画に盛り込むべき。 赤羽小学校など、学校周辺や通学路に灰皿が設置され子どもたちが受動喫煙に晒されている事例がある。 そのため、学校周辺や通学路は路上喫煙自体を禁止し、監視員を巡回させるとの項目を本計画に盛り込むべき。	1	区が管理する道路上に置かれた灰皿については、道路法に基づき、道路の不法占拠として、設置者へ注意指導を行い個別に対応するものとして、本計画に盛り込むことは考えておりません。 いただいたご意見については、引き続き適切な対応に努めてまいります。
113	「路上喫煙マナーの向上に関する啓発」という項目について、北区内には大規模な都営団地やUR住宅があり、それらの地域内でも路上喫煙、ポイ捨てが多い。この点について北区に対応を求めたところ「北区路上喫煙防止条例の適用外」とのことであった。北区路上喫煙防止条例の対象場所は「公共の場所」であり、都営住宅やUR住宅敷地内の屋外の場所（歩道や広場など）は、住宅外の住人も通常利用する場所であるから、「公共の場所」に該当すると思われる。したがって、北区路上喫煙防止条例の対象となると思われる。ついては、都営団地やUR住宅敷地内（の屋外の場所）についても、路上喫煙ルールの向上に関する啓発の対象であることを明記するべき。 仮に「条例の対象外」としてとしても、区から東京都やURに要望してはならないという理由はないのであるから、都営団地やUR住宅敷地内（の屋外の場所）における喫煙マナー向上について、北区から東京都やURに対して要望するべきである。	1	中期計画内「喫煙者而非喫煙者の共存環境の創出」において、「マナー向上のための普及啓発」はその対象も広く包含させた記載としており、本計画において、特定の場所等を明示した記載をすることは考えておりません。 いただいたご意見は参考にさせていただきます。
114	・「（路上喫煙）禁止地区の指定・拡大」について 具体的にどここの地域に拡大するのかについて記載されていないので、赤羽一番街周辺や赤羽駅南口地域に拡大される旨を明記するべき。	1	路上喫煙禁止地区の新規指定及び拡大については、当該地区周辺の状況に併せ、指定喫煙場所の整備等とともに地域との協議を踏まえ順次行ってまいります。
115	条例に基づく路上喫煙禁止地区の拡大について、禁止地区だけでなく、禁止重点地区も設定するべきである。	1	路上喫煙禁止地区の新規指定及び拡大については、当該地区周辺の状況に併せ、指定喫煙場所の整備等とともに地域との協議を踏まえ順次行ってまいります。 また、重点地区も地域の特性や状況を踏まえ、適時、地域との協議のうえで慎重に判断する必要があります。いただいたご意見は参考とさせていただきます。
116	北区基本計画2024(案)のp164とp165を読んで。歩行喫煙をはじめとする路上での受動喫煙に毎日、体調を崩しています。 この人為的災害を終わらせるため、迷惑喫煙者への禁煙させてください。禁煙指導を。受動喫煙や喫煙のアンケートを全世帯にとってください。路上パトロール毎日してください。	1	路上喫煙対策や受動喫煙対策等、関連法令等に基づいて取組みに努めております。いただいた具体的な取組みに関するご意見（平日毎日実施している巡回パトロールのシフト調整等）は参考にさせていただきます。
117	「屋内公衆喫煙所設置等助成」を進めるとのことであるが、現在の東京都北区公衆喫煙所設置費等助成要綱にはいくつか修正すべき項目がある。	1	路上喫煙対策や受動喫煙対策等、関連法令等に基づいて取組みに努めております。いただいた具体的な取組みに関するご意見は参考にさせていただきます。
118	不法投棄やタバコのポイ捨て、不審者情報などを、アプリやメールを利用して即座に通報できる仕組みを導入するべき。 「きたDX推進方針」のパブコメでは同趣旨の意見に対し、「具体的な事業に関しましては、区の情報化基本計画の改定の際に検討させていただきます。」と返答されているが、本計画には何ら盛り込まれていない。 なお、ポイ捨てなどを通報することで、悪質事例の多い場所の把握や警告の発出などをするために必要なものであり、ごみ拾いSNS「ピリカ」とは用途目的が大きく異なり代用することはできない。	1	「情報化基本計画」と「北区基本計画2024」は別の計画です。「北区情報化基本計画」につきましては、上位計画等との整合を図るため、令和6年度に改定する予定です。 なお、具体的な事業とは情報化に関する事業となりますので、例えば、通報システムとして記載した場合、様々な通報が考えられます。個別の事例として「不法投棄やタバコのポイ捨て等」を記載するかは未定です。
基本構想を実現するために についてのご意見			
119	区民が気軽に簡単に参加できるきっかけをたくさん提供する事で、市民活動が活発になり、各市民活動団体が活発化することで、地域社会が活発化し、区全体が活発化する。	1	地域コミュニティの活性化を図るためには、その活動への参加のきっかけづくりや活動への支援が求められております。今後は、多様なツールを活用し、活動の場や機会の提供を推進してまいります。 また、市民活動団体同士が連携するためのコーディネートを行うNPO・ボランティアあびらぎの更なる機能強化を検討してまいります。

No	意見の主旨	件数	区の考え方
120	住民参加を推進・コーディネートできる様に、職員に対する区民参加・協働やファシリテーター養成のため研修実施	1	管理職や係長など職層に応じた研修として協働やファシリテーションをテーマとした取り組みを実施しています。引き続き、職員の能力向上に資する研修を実施してまいります。
121	区民参加への区民意識改革の支援、子供のころからの教育が必要で区ができる事である。	1	区では広聴事業の一つとして「小学生との区政を話し合う会」「中学生モニター」「高校生モニター」を設け、若い世代からの意見・要望・提案を区政運営に反映することを目的として実施しております。 会議参加者は設定されたテーマに対する答えを班で考え、意見をまとめ、区長を始めとする区関係者に提案（発表）を行う活動を通して、地域の構成員としての自覚や区政への興味・関心を持ち、参加者が地域社会に参加する契機としております。 また、（仮称）北区子どもの権利と幸せに関する条例の制定を機に、子どもが意見表明などの権利の主体として自覚を持つことができるよう、子どもの権利保障にかかる普及啓発の取り組みを実施してまいります。
122	区民、住民目線での情報提供を行い、区民住民が必要な情報として認識する事が、区民・住民参加を促進することになる。	1	区民が必要とする情報を「わかりやすく」届けられるよう、情報発信に関するルールやマニュアルの整備を図ります。
123	まちづくり基本条例、住民参加条例、自治基本条例などの制定（改正）により、広く市民活動団体、一般個人が参加でき、意見が反映、決定する場を作ることが必要。	1	区では、パブリックコメントをはじめ、一般個人が公募にて参加でき区政モニター制度や公園設置等の際のワークショップの開催、計画策定時の意見交換会・公聴会の実施など、多くの区民が区政に参画する機会の提供に努めており、近年はWeb会議などの利用にも取り組んでいます。 今後も、条例に拠らず、区民の皆さまが区政を身近に感じ、気軽に区政に参画できるような取り組みを進めてまいります。
124	情報提供、住民参加の敷居を低くするため、1週間程度商店街の空き店舗を借りて、呼び込みをしながら情報提供、意見収集を行うプッシュ型活動を定期的に行うべきだ。	1	多くの区民にご参画いただくことは重要だと考えており、本計画においては意見交換会の開催にあたり、北区ニュースや北区公式ホームページ、SNS等を活用し、プッシュ型の周知に努めてまいりました。 また、意見交換会の開催にあたっては、自宅からでも参加できるようオンラインによる開催も実施しています。 まちづくりの計画策定等では、オープンハウス型による説明も実施しており、その内容に応じた対応を行っております。
125	区民が受動的に受けられる情報をもっと増やすべし。	1	区では、SNSやスマートフォンのアプリを活用したプッシュ型の情報配信に努めているところです。 今後も多様な媒体を用い、必要な情報を届けられることができるよう、広報手段の精査及び発信ルールの整備なども含めて、更なる取り組みを進めてまいります。
126	北区は、区民からどのような意見や苦情が寄せられ、それに対してどのように対応したのかについての情報開示が不十分である。 北区のHPには区民からの意見等を受け付けるフォームがあり、「区民の声」として、寄せられた意見の一部が掲載されているものの、月あたり数件しか掲載されておらず、実質的に無いのと同じ。これに対し他の区では、港区のように、区民から寄せられた意見に対し詳細な対応結果を掲載している例もある。2023年7月～9月の事例で港区が掲載している区民からの意見及びその対応件数が416件であるのに対し、北区はなんとわずか3件である。これでは北区は区民からの声を聴く意志が無いと判断せざるを得ない。 そこで、「HP等には区民の意見や苦情が多数寄せられているものの、どのような意見が寄せられ、それに対して区がどのように対応したかについて、区は区民に対して説明不足である」といった課題を追記するべき。また、「施策の達成を図る目標設定」の部分に、「区民から寄せられた意見及びそれへの対応を区HPで公開」という指標を追加し、目標値を「月100件」とするべき。	1	区では、お問い合わせフォームで寄せられた意見・提案等について、区政の透明性を高めるとともに、区政に対する区民の理解を促進し、区民参加による区政運営の推進に資することを目的として、「東京都北区区民の声の公表に関する取扱要綱」を定め、対応結果及び考え方を公表しております。 現在、区民から寄せられるご意見は、上記要綱第2条「区民の声を公表する場合の基準」を満たさないものが多く、特に第2条（4）「個別の対応を必要とするものでないこと。」の規定に抵触するものが多いため、掲載の判断に至るものが少ない現状がございます。区としましては公表の基準について直ちに見直すことは考えておりませんが、今回のご意見について区政運営の参考とさせていただきます。 また、「区民に対して説明不足である」というご指摘につきまして、ご意見者が回答を希望しないもの、回答不能なもの、回答先の住所・電話番号・メールアドレスが明記されていないものを除いては全て個別に回答しております。

No	意見の主旨	件数	区の考え方
127	<p>北区議会のHPでは議事録が公開されているものの、会議が行われてから議事録が公開されるまで数か月以上要しており、区民に対する情報提供として著しく不適切である。最低でも1週間程度で掲載されるようにすべき。そこで、「すべての区議会の議事録を1週間以内に掲載します」といった趣旨の目標を追記するべきである。また、議会中継に関しては、議事録よりは早く公開されるものの閲覧できるのが本会議のみに限定されており、区民に議会を見てもらおうという意思が無いのかとすら思える。</p> <p>そこで、「すべての区議会の映像を生中継及び録画で閲覧できるようにします」といった趣旨の目標を追記するべきである。</p>	1	<p>いただいたご意見については、議会に伝えてまいります。</p>
128	<p>本計画の「施策2 開かれた区政の推進」に書かれている内容の主旨からすれば、東京都北区たばこ対策検討委員会の開催状況や会議資料、議事録が公表されていないのは不適切であるので速やかに公表すべき。</p>	1	<p>東京都北区情報公開条例に基づき、請求に応じて適切に公開しています。</p>
129	<p>「だれもが「わかりやすい」区政情報の積極的な発信」について、北区では各部ごとに「決算特別委員会資料」「予算特別委員会資料」、「事務事業の概要と現況」という資料を作成しており、区議会のページからは閲覧できるが、北区HPのトップページからそこにたどり着くのは困難である。この資料には区民にとって有意義なデータ掲載されているのに、なぜわかりづらいところにのみ掲載しているのか。これは「だれもが「わかりやすい」区政情報の積極的な発信」に反しているため改善すべき。</p>	1	<p>ホームページについてはその利用について、さまざまなご意見をいただいております。本計画においてリニューアルを実施することとしています。</p> <p>近年ではトップページからのアクセスではなく、検索エンジンからダイレクトアクセスするケースも増えており、こうした状況も踏まえつつ、いただいたご意見も参考に使いやすいホームページにリニューアルしてまいります。</p>
130	<p>「オープンデータの推進とデータ利活用」について、オープンデータ数の現状が「40」となっているが、下記ページには13件しか公表されていない。40件というのは誤りではないのか。どのようにカウントしたら40件になるのか。また、その13件の中にもデータが最新でないものが散見される。さらに、「機械判読性が高く、二次利用が容易な形式で公開」という方針にそぐわないと思われる形式で公表されているものもある（たとえば、電話番号の記載方法がデータによりばらばら。「03」が省略されていたり、(03)という表記になっていたり）。</p> <p><a href="https://www.city.kita.tokyo.jp/koho/opendata/kitakuopendata.html#itirann">https://www.city.kita.tokyo.jp/koho/opendata/kitakuopendata.html#itirann</a></p>		<p>オープンデータについては、各自治体間でデータ形式が揃っておらずデータ利活用が難しいという課題があることから、令和5年3月にデジタル庁が「自治体標準データセット」を公開しました。北区としては今後整備するオープンデータは自治体標準データセットに合わせて整備する必要があると考えており、令和5年度中に27のデータを自治体標準データセットの形式で追加公表する予定です。</p> <p>なお、現在公開中の13データ+整備予定27データで計40データを予定していますが、追加予定のデータで現在公開中データをカバーできるものがあるため、今後、データの内容により公開データ数は変動する可能性があります。</p> <p>自治体標準データセット以外のデータについては、利活用が可能なデータを優先的にオープンデータとして整備する方向で考えており、利活用が難しい資料等については、ダッシュボードと言われる「データや情報を視覚的に表示して一覧できるインターフェース」による公開を目指して取り組んでまいります。</p>
131	<p>・「オープンデータの推進とデータ利活用」について 北区では各部ごとに「決算特別委員会資料」「予算特別委員会資料」なるものを作成しており、区議会のページからは閲覧できるが、北区HPのトップページからそこにたどり着くのは困難である。この資料には区民にとって有意義なデータが掲載されているのに、なぜわかりづらいところにのみ掲載しているのか。また、令和5年度分の同資料には（数え方にもよろうが）100件近いデータが既に表の形でまとめられており、この表を作成するためのデータは既にあるはずなのだから、それをcsv化するだけで、2033年度の目標である70件など楽に超えてしまうはずである。本当に「オープンデータの推進とデータ利活用」をするつもりがあるのならば、数日でできるはずだがなぜしないのか？</p> <p>・北区行政資料集には既に百件以上のデータが掲載されており、データはまとめられているはずである。これをPDFのみで公表するのではなくcsv形式などでも公表するようにすればよいと思われるが、なぜしないのか。本計画がスタートしなくとも、直ちに対応可能であると思われる。</p>	2	

No	意見の主旨	件数	区の考え方
132	<p>公共施設には、学校、病院、福祉施設、図書館等、交通弱者が利用する施設が多いため、公共施設の再配置は行財政の視点のみならず、徒歩・自転車・公共交通との連動関係や、災害時の避難所機能や復旧活動拠点など都市計画の視点を踏まえる必要がある。</p>	1	<p>公共施設の再配置にあたっては、地域ごとの特性やニーズに応じて、適正な行政サービスの提供が図れるよう配慮するとともに、災害時に必要とされる機能が果たせるよう、小中学校をはじめ地域内に配置されている公共施設等と相互のネットワーク化を図ることにより、地域の防災機能を高めるよう検討しています。 引き続き、都市計画や交通との連動にも配慮するとともに、ホームページや標識などによる案内も活用してまいります。</p>
133	<p>新庁舎の整備に関し、ワークショップや設計公開プレゼンテーションなどが行われてきたが、区民の関心を高める大変よい機会であったと感じている。今後は「王子駅周辺のまちづくり」とも連携させ、もう少しテーマを絞り込む形で区民ワークショップを繰り返し行い、整備内容に区民意見を反映させて頂きたい。 また、オープンハウス型説明会や、建設予定地の見学会など、区民と区職員がじっくり意見交換できる場の充実も必要である。</p>	1	<p>新庁舎整備に関する区民参画につきましては、区民や地域で活動する団体をはじめとした多様な関係者の考えを反映させることが大切であると考えております。 今後とも皆さまのご意見を伺う機会の充実を図ってまいります。</p>
134	<p>・新区庁舎の件 現在の候補地から高台への移転の方向への再考の提案。 基本計画・中期計画では、北区新庁舎が王子の印刷工場跡地に移転の方向で進んでおります。区民のアンケート、いろいろな会議での議論・検討の末、現在の候補地がきまったことと推察します。しかし、災害時特に水害等では、王子の候補地は水没します。再考を期待しております。 何故なら、災害時区庁舎は、災害対策本部となり、復旧・復興のため様々な機能の中心（センター）となります。そこが最悪の想定で数週間以上水害で外部と遮断されている状況は看過できません。旧王子区役所（現保健所、低地）と旧滝野川区役所（滝野川会館、高台）を統合して現庁舎（王子本町、高台）となった経緯は、災害時等も考慮してのことだと思います。 いろいろな会議での議論・検討の末現在の候補地に決まったのですが、深い議論、広く区民との議論があったのでしょうか。アンケートがあったのは、当方もアンケートに回答したので、知っておりますが、広い区民の議論はなかったです。 区民にとっても、そこで働く区職員にとっても、平時、災害時にウェルビーイング（幸福度が高い状態）な新庁舎であって欲しいです。</p>	1	<p>新庁舎建設予定地の選定につきましては、現在地に建替えた場合と、国立印刷局王子工場用地の一部に建設した場合とを比較検討し、総合的に国立印刷局王子工場用地の一部に建設する方が優位であるという検討結果をもとに、平成28年度にパブリックコメントを実施し、選定しております。大規模水害を心配するご意見があることと、それが大事な意見であることは認識しております。 建設予定地に係るご指摘の課題に対策を講じながら、引き続き、新庁舎建設事業に取り組んでまいります。</p>

No	意見の主旨	件数	区の考え方
135	<p>・プロ職員の育成の件  長期なまちづくり、ケースワーカー等の専門職は、定期的な人事異動になじまない職種です。そのような職種にプロ職員を充てることには賛成です。  今までは、2年～数年で、職員は異動を繰り返し、区民のサービス、区の業務に携わっており、そのことが経験を積んで職位が上がる仕組みでした。一方、一つの業務に居続けている場合、職員の処遇が良く扱われない傾向があったと思われます。  しかし、まちづくりは、長期間の熟慮、検討の末、長期間の設計、施工が伴います。それに全て関わるには、2～5年周期の人事異動になじみません。  また、ケースワーカーも、社会福祉士等の専門的資格を持った方が福祉の視点で関わる方がいいと私は考えます。仮に、一般職でそのような職種に挑戦したい職員は、資格取得できる研修制度等により、資格を取得してプロ職員として働ける制度を期待しております。  まちづくりを短期の在職の職員のみで関わると、いいまちづくりが出来ません。長期的全期間責任をもって、関わられる仕組みが必要と感じます。  まちづくりに関わる民間の建設会社（ゼネコン）、不動産開発業者（ディベロッパー）は、短期的利益に左右される株式会社が多く、区民の財産を扱う区政にとって、区民とともに、長く責任をもって働ける公正中立なプロ区職員が必要と感じました。  長期間同じ職場にいることによる、人事、処遇面での不利な扱いがないように制度設計を期待しております。</p>	1	<p>職員の人事配置については、基礎能力の習得や適性の発見を支援するという人材育成の観点から、ジョブローテーションによる配置を行っています。  一方で、複雑化・多様化する行政課題に対応していくためには区政の幅広い分野に対応できる「ゼネラリスト」職員だけではなく、ある特定の分野について高度な知識や経験を備え、専門性・特殊性の高い業務を担うことができる「スペシャリスト」職員の育成が必要であると考えております。  今後もこのジョブローテーションの考え方を基本としつつも、採用制度の違い（経験者採用）、職務の特殊性、職員の適性などを踏まえ、人材育成の視点も取り入れながら総合的に人事配置を行ってまいります。</p>
136	<p>本計画には、デジタル化、ICT活用などの施策が並んでいるが、本計画書自体にもそれらの施策を導入するべきである。たとえば、以下のような対応をするべきである。  ・掲載されているグラフや表データにQRコードを付して、最新データにアクセスできるようにする（この計画は数年間使うものであるが、掲載されているデータがどんどん古くなるため。）  ・各施策ごとに、「さらに詳しい内容についてはこちら」といった記載とともにQRコード等を付し、詳細情報や最新情報にアクセスできるようにする。  ・各政策ごとに解説動画を作成し、本計画にリンクやQRコードを貼ってその動画にアクセスできるようにする。  ・各政策ごとに、取組の進捗状況などを整理したウェブページを用意し、それを随時更新していく。さらに、本計画にリンクやQRコードを貼ってそのページにアクセスできるようにする。（たとえば、「（仮称）新神谷公園の整備」であれば、整備の様子を定期的に撮影し、状況を更新していく等。）  ・そもそも紙媒体ではなく、電磁媒体をメインとして作成してはどうか</p>	1	<p>いただいたご意見を検討した結果、今後のホームページのリニューアルに伴うURLの変更などによるリンク切れなど、長期総合計画として取りまとめる冊子に掲載することが適当ではないという結論に至り、QRコードの掲載を取りやめることとしました。  また、区では基本計画・中期計画等をはじめとした区政方針に係る計画等について、デジタルデバインドに繋がることがないように、あくまで現状の紙媒体での掲載をメインとし、ホームページにも同内容を掲載する方針に変更はございません。  各施策の詳細や進捗については、公開の必要性があると判断した情報については随時お知らせしております。  いただいたご意見を参考に、今後DXの推進に取り組んでまいります。</p>
137	<p>マイナンバーカードにはメリットだけでなく、以下のようなデメリットもある。  ・有効期限があり、5～10年毎の更新手続きが必要となる  ・紛失時、利用停止手続きをとるまでの間に個人情報漏洩するリスクがある  ・将来的に銀行口座と紐づける動きがあるが、パスワード等の情報を盗まれ詐欺被害に遭う可能性がある（現段階でもマイナンバーカード普及キャンペーンに便乗した詐欺が起きている）  これらのデメリットも周知した上で、マイナンバーカードを持つかどうかは個人の判断に委ねるべきである。</p>	1	<p>マイナンバーカードは、本人確認書類として利用できるほか、電子証明書を利用したコンビニエンスストアでの各種証明書の取得やe-Taxの電子申請、健康保険証としての利用等、様々なサービスにもご利用いただけますが、申請は義務ではございません。  また、マイナンバーカードのICチップには、所得情報等の秘匿性の高い情報は保存されていないうえ、不正に情報を抜き取るとうすると、記録されているデータを消去する機能がございます。  区といたしましては、今後も引き続き、マイナンバーカードの利便性やセキュリティ対策等のご理解いただいたうえで申請いただけるよう、周知に努めてまいります。</p>

No	意見の主旨	件数	区の考え方
138	<p>デジタル活用の行政サービスの対象は、いわゆる窓口サービスにとどまらず、以下のようなオンライン会議環境の整備推進を要望したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会・委員会・議会等のオンラインハイブリッド形式の導入</li> <li>・区の主催する住民説明会やワークショップ等でのオンラインの活用</li> <li>・区民が自主的に開催する講習会や集会等でオンラインの活用を可能とする、区民施設へのICT環境（高速Wifi環境）の整備</li> </ul>	1	<p>コロナ禍を契機に、オンライン形式での審議会や会議等については、適宜実施しており、一部の審議会や説明会については対面形式での参加とオンライン参加のハイブリット形式で実施しています。引き続き区民の皆さまが参加しやすい会議としてオンライン会議も含めて開催してまいります。</p> <p>また、区民施設におけるICT環境として、令和3年度～5年度にかけて、北とびあ・赤羽会館・滝野川会館にWi-Fi環境を整備いたしました。元気ぶらざでは、令和6年度にWi-Fi環境の整備を予定しております。ふれあい館・コミュニティアリーナでは、令和6年度から集会室にモバイルWi-Fiの無償貸出しを予定しております。</p> <p>なお、委員会や議会等、区議会に関する事項は、北区議会で決定する事項でございますので、本計画に記載する予定はありません。</p>
全体的なご意見			
139	<p>「的確に～」、「適切な～」、「適正な～」、「効果的な～」といった用語が多様されているが、的確・適切に行うのは当然であり、何をどうするのが的確・適切なかが重要なはずである。これらの用語を使うのであれば、何がどうすることで「的確」「適切」なのかを記載すべき。</p>	1	<p>基本計画においては、10年間で計画期間としており時期で対応方針が変化をすること、政策、施策、施策の方向性を示すものであることから、具体的な方針は3年間の実行計画として中期計画で示しており、中期計画事業や予算事業で必要な対応を柔軟に行っていくことが必要と考えています。</p> <p>いただいたご意見は今後の表現の際の参考とさせていただきます。</p>
140	<p>中期計画（案）p48に「配付」、p58に「配布」という文言があるが、使い分けているのか？</p>	1	<p>配布は、配付の文言に変更します。</p>
141	<p>国、都や区が以前に作成した公的文書、資料でも、使用するときには、誤りがない事を確認するべきである。例えば、以前バリアフリーに関し、区内各駅から一定範囲内に歩道がある、区道の距離を調査した資料で歩道があるのに抜けている区道があった。</p>	1	<p>区として公開する資料については、公表に際し誤りが無いよう確認をしているところですが、本計画案を含め、誤記等があったことについて、お詫びいたします。</p> <p>今後の公表にあたっては、さらに十分な確認に努めてまいります。</p>
142	<p>基本計画2024（案）p20-23のイラストや写真にはキャプションがつけられていないため、何を意味するのか分からない（単なるイメージなのか、具体的な何かを写しているのか）。他の箇所と同様にキャプションや説明を付記すべき。</p>	1	<p>キャプションを付記します。</p>
143	<p>基本計画2024（案）p40の表について、表中にある横補助線は削除すべきと思う。（左軸の「人」の5000人ごとに引かれている横線であるが、右軸の%とはズレているため。また、p108等にも同様の事例あり）</p>	1	<p>基本計画2024（案）p40及びp108の表について、左右の目盛りと横補助線が合うよう、修正します。</p>
144	<p>基本計画2024（案）p136のユニバーサルデザインについて、この計画書はいわゆるユニバーサルデザインフォントを使用しているのだと思われるが、同時期にパブコメを行っている他の計画等は違うフォントを使用しているものがあるので、すべてユニバーサルデザインフォントに統一すべき。</p>	1	<p>当該ページはまちづくりにおけるユニバーサルデザインの推進について掲載しておりますが、ご指摘の各個別計画における使用フォントについては、ユニバーサルデザインフォントに限らず、誰にでも見やすく読みやすいフォントを使用するよう努めてまいります。</p>
145	<p>基本計画2024（案）p136の左下に引用されている画像の文字が小さく潰れてしまっていて読めず、ユニバーサルデザインになっていない。他のページにも同様の事例あり。</p>	1	<p>基本計画2024ではカラー表示とするため多少改善されます。</p>
146	<p>基本計画2024（案）p128の表は白黒だと情報を読み取るのが困難だが、実際にはカラー原稿で作成されるのか？（p126など他にも同様の事例あり）</p>	1	<p>基本計画2024（案）では、カラーの図などは、白黒としております。ご指摘のP128の図につきましては、基本計画2024では、カラーで表示されます。</p>
147	<p>基本計画2024（案）p160、左下の表のタイトル「北区におけるごみ総排出量等の推移」という文字の下側一部が切れて隠れている。</p>	1	<p>表示切れが無いよう修正します。</p>
148	<p>中期計画（案）p4以下の表、数字の後ろのスペースが半角スペースの箇所と全角スペースの箇所があり不整合</p>	1	<p>必要な修正を行います。</p>

No	意見の主旨	件数	区の考え方
全体的なご意見（パブリックコメント・意見募集について）			
149	「北区経営改革プラン2024（案）」とも密接に関係するのであるのだから、別々ではなく、一体として意見募集すべきであった。そのため、前者に寄せられた意見であっても、後者に関わるものについては、後者への意見として対応すべき（逆も同様）。	1	以前の基本計画策定時に、同一時期に複数のパブリックコメントを実施したことから、ご提案いただいたように、類似意見は他の関連計画でも同様の意見があったものとして回答を作成したことがありましたが、不適切な対応ではないか。との意見もあったことから、個別の対応とさせていただきます。また、それぞれの計画に寄せられたご意見でも、他の計画に関連すると思われる事案については、情報を共有したうえで回答を作成しております。
150	同時期に多数の計画等のパブコメが行われているが、それぞれに記載されている各計画等の整理が不十分。たとえば、同じ趣旨の計画が掲載されているのに、記載されている内容が微妙に異なっていたり、目標年限や目標値が異なっている場合が多数ある。「北区基本計画2024」と「北区中期計画（案）」と「北区経営改革プラン2024」の3つは、記載内容や位置づけを整理して、1つのものに統合すべき。	1	基本計画及び中期計画については、基本計画2024(案) p2の位置付けでも記載のとおり、基本計画は基本構想の実現に向け、個別目標ごとに、政策、施策を体系化した10カ年の長期総合計画とし、中期計画は基本計画に基づき3カ年の具体的に実施する事業を定める実施計画としており、昨年10月に議決した基本構想の基本的な考え方において各計画を定めることとしていることから、個別の計画として策定しています。また、経営改革プランについては、財源確保や資源の調達・活用など行財政運営の安定的な確保のための具体的な経営手法や考え方を示しており目的が異なることから統合は考えておりません。
151	同時期に多数の計画等のパブコメが行われているが、それぞれ計画の位置づけや相互関係の整理が不十分。北区基本計画2024、北区中期計画、北区経営改革プラン2024（案）、北区子ども・子育て支援総合計画2024などを整理しなおし、全ての計画等と同じ表を掲載し、それぞれの計画等が全体の中のどこに位置づけられるのかを明確にするべき。たとえば、「北区経営改革プラン2024（案）」のp1、「北区基本計画2024（案）」のp2、「北区子ども・子育て支援総合計画2024（案）」のp8、「北区教育ビジョン2024（案）」のp1は、それぞれの計画が全体のなかでどこに位置づけられるかの表であるが、それぞれの表がバラバラであり統一されていないため非常にわかりづらい。いずれも「それぞれの計画が北区の全計画等の中でどこに位置づけられているのか」についての表なのであるから、統一的なものを作成すべき。	1	各計画の体系図については、個々の計画において法定計画であるか否かや、上位計画や関連計画を示す必要があることなど、計画の性質毎に対応するため、区の全計画等における位置づけを示すことは困難であると考えていますが、それぞれの計画において、わかりやすい体系図等の表記に努めてまいります。
152	パブリックコメント（パブコメ）による区民参画の推進の記載があるが、今冬のパブコメは北区ニュース12月1日・10日・20日号とで11もの案件（パブコメ扱いではない「資源循環推進審議会答申案」も含め）が相次いで告知され、締切が1月5日～26日に集中している。しかも基本構想が改定されたため、基本計画や教育ビジョンなど、今後の区政にとって重要な上位計画も多く対象となった。集中する時期も年の瀬の繁忙期であり、案件説明会のいくつかは参加者が1～2名しか集まらない会もあった。年の瀬へのパブコメ集中は、単年度内で計画を策定しようとするからである。北区基本構想や都市計画マスタープランのような最上位の構想は策定に2年度かけており、新庁舎の構想や計画は数年かけているため、これらは年の瀬のパブコメ対象になることは少なかった。計画策定は法令で緊急性を要するものを除き、2年度かけることを原則とし、その対象を今よりも下位の計画にまで拡大すべきである。	1	パブリックコメントは区民のご意見をいただく場として、大切な制度であると考えています。一方で、計画の策定にあたっては、国や東京都の新たな施策や事業等が4月から開始されるほか、単年度予算による影響もあることから、4月を始期とした計画となるケースが多くなります。また、各計画の検討にあたっては、検討会等において、十分な議論も必要であることから、スケジュール上同時期に集中する場合があります。パブリックコメントの開始時期を分散させることを目的として検討時期をずらすことは難しいと考えておりますが、ご意見を提出しやすい環境整備に努めてまいります。
153	年末から年始にかけてパブリックコメントが集中する傾向があり、今回も多数の案件が集中してしまっている。区民が案文を熟読し、それに対して意見をまとめ、書き上げるのには相当な時間と労力を要するものであり、区民が多用の中で成し遂げるのは極めて困難である。筆者も、時間の関係でコメントする部分を中期計画（案）の「基本目標1」に限らざるをえなかった。区民参加が実のあるものとするためにも、パブリックコメントの実施方法は十分に再検討していただきたい。	1	頂いたご意見を踏まえ、改めて検討させていただきます。



No	意見の主旨	件数	区の考え方
154	最近のパブコメ計画案についての説明会ではペーパーレス化（ゼロカーボン推進）を理由に計画案の印刷物が配布されなくなった。パブコメは計画案本体を読まない限り書くことはできず、膨大な本体をWebのみで読むのは目にも悪く大変な苦痛である。意見提出数を増やすべきところ、それと逆行することは認められない。例えば杉並区でも区長が変わってからペーパーレス化を推進しているが、希望する人には印刷物を配っており、意見を集めようとする配慮が感じられる。ペーパーレス化をすべき部分とすべきでない部分を今一度見直すべきである。	1	各計画案の冊子については、従前よりお配りしておらず、意見交換会に参加された場合には、意見交換会用説明資料のみを配布させて頂いております。また、パブリックコメントを実施する際には各計画案の冊子を区内の地域振興室・図書館・区政資料室等に閲覧用として配架させて頂いております。 北区役所庁内のペーパーレス化については、頂いたご意見を参考にさせていただきます。
155	このパブコメを含め、提出された意見は、その趣旨を改変することなく公表するべきである。		
156	北区のパブリックコメントに関する条例が準拠すべき国の行政手続法によるパブリックコメントの取扱いでは、意見を公表するときに要約することを認めている一方、元意見全文の公開も義務付け、実際公開している。北区もパブリックコメントの意見の全文を公開するよう、条例を改正すべきである。 電子データでされたパブリックコメントに比べ、手書きで出されたものは、電子データ化の手抜きのためか、大幅に削る「要約」がなされ、もとのニュアンスが消えてしまっていることが多い。そのようなことがないよう、まず全文を電子データ化したうえで、要約を行うべきである。	2	パブリックコメントの結果公表の際には、パブリックコメントでいただいたご意見を区民の皆様にはわかりやすくお示しするため、ご意見の主旨を十分踏まえたうえで要旨や類似意見を整理し、区の考え方をまとめてお示ししております。
157	区のパブリックコメント制度導入時は、消印有効であったのが、条例変更はされていないのにいつのまにか必着になっている。郵便配達事情が変更され、郵便物がいつ配達されるかまったく不透明になっている事に、国・都と同様に郵送によるパブリックコメントを当日消印有効運用に戻すべきだ。	1	郵便の他、FAXや持参、Web等からの受付も行っていることから、意見聴取後の回答作成等の手続きに必要な時間も考慮し、必着とさせて頂いております。
全体的なご意見（審議会について）			
158	北区が設置する各種審議会等で、まず始めに、審議してほしい事項を区民から募集し、追加する様な条例に改めるべきである。	1	附属機関は、各条例等に基づく、特定の事項について、必要な調停、審査、諮問又は調査等を行うための機関であることから、条例を改正する予定はございません。
159	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例を改正して板橋区のように審議会資料の図書館での公開をすべき。</li> <li>・ 条例を改正して板橋区のように審議会議事録に発信者名を載せるべき。</li> <li>・ どんな審議会の議事録、議事要旨も、団体推薦の委員は、その団体の意向を背負って発言をしているのであるのだから、団体がわかる様なものにする必要がある。</li> </ul>	1	区では、附属機関等の会議の公開基準を定めており、附属機関等の事務局は会議概要を閲覧に供し、特に必要なものは北区ニュース及びホームページで公表することとしております。 なお、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれのある場合は、発言者の氏名を閲覧に供せず、かつ、公表しないこととしております。
160	無作為抽出による審議会委員の選出による幅広い層の区民参加。	1	審議会委員構成につきましては、幅広いご意見をいただくためにも、それぞれの行政分野に精通する区内の団体や公募委員など、さまざまな方を選出しています。 いただきましたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
161	各種審議会の、区の選任自由度の高い有識者委員は、男女半々にするべきである。	1	区では、令和2年3月策定の北区男女共同参画行動計画（第6次アゼリアプラン）において、審議会等の女性委員の割合を40%とすることを目標に掲げ、男女双方がバランスよく意思決定過程に参画できる環境・意識づくりを推進しています。また、令和4年度には、この数値目標の達成に向け、庁内全部署あてに審議会等委員の委員構成方針を示し、審議会等の女性委員の登用を推進しているところです。 区の施策の各分野に男女共同参画の視点を反映させるため、引き続き、審議会等の女性委員のさらなる登用に向け積極的に取り組んでまいります。

以下のご意見につきましては、ご意見の主旨から「北区基本計画2024（案）」「北区中期計画（案）令和6年度～令和8年度」に関連したご意見ではなく、個別事業等に関する参考意見として承り、情報共有させていただきます。

No	主なご意見
1	100年以上の歴史を持つ区の文化遺産であった十条富士塚を、渋沢栄一が西ヶ原の一里塚のために行った様な道路位置変更保存運動、努力もをする事もなく、解体移築を強い、道路を優先する今の区、区職員、区民に、100年先を見据えたまちづくりをする能力はない。
2	市並みの権限移譲を目指すには、その分野の区職員の能力をもっと高め、区独自でB/Cをはじめとする根拠をもって、東京都の計画の見直し等を提案・実現できている必要がある。
3	国土交通省は、道路地下にトンネルを整備し自動運転カートやあるいは中央分離帯に設置したベルトコンベヤーで荷物を運ぶ「自動物流道路」の10年後の実現に動き出し、また空飛ぶ車の実用化も目前となっている事などを考え、道路計画を行うべきである。
4	高齢化が進むと、人口減少がないとしても、自助、共助でやれる範囲は減少していくので、公助をもっと大きくする必要がある。
5	DXは、ウラで、事務作業等を支えるもので、それに区民を合わせさせるのは、本末転倒である。
6	シェリー・アーンスタインの「住民参加のはしご」の上を目指し、のぼる施策を求める。
7	祖であるエドモンド・バーグの言う保守主義の本に立った自由や権利を守る秩序ある漸進的改革を行うべきである。
8	人はまちがえやすく不完全な存在であるという前提にたって、いつでも見直しをしていく様にすべきである。
9	理想社会の実現という設計主義的ビジョンで行う行政は保守主義とは相入れない。
10	道路事業、開発事業等、当初予定の事業期間で完了せず延長が繰り返される事からわかる様に、現在の審議会には、情報の真偽、協議プロセス妥当性工程を客観的に検証する能力に欠けている。
11	事業者、周辺住民双方が納得できる中立的第三者的組織により、代替案、比較案、評価や予測手法等の妥当性・客観性を担保する様な制度を新設すべきだ。
12	「北区たばこ対策基本方針」の取組期間は令和5年度までであるから、速やかに改定するべき。
13	「区指定喫煙所が駅前の人通りの多い場所にあり設置場所として不適切である」という意見も何年も前から寄せられているはずであり、区は「地元商店街等との調整を得て今の場所に設置した」という旨の説明を繰り返しているが、非喫煙者からの「場所が不適切」という意見要望よりも地元商店街等の意見を優先させている理由はなにか？
14	北区HPの「屋外や私有地での喫煙に対する配慮義務について」というページには、「法令では、屋外や私有地は規制の対象外となっております」と記載されているが、この記載は誤りである。健康増進法では屋外や私有地で喫煙する際の配慮義務について規定されており、これは喫煙についての「規制」にほかならない。そこで、「法令で禁煙化の対象とされたのは飲食店やオフィスなど屋内ですが、屋外や私有地についても配慮義務の対象となります」といった記載に改めるべき。また、「配慮に関する具体的な定めはありません」という規定も誤りである。配慮義務の具体例の例示は、「健康増進法の一部を改正する法律」の一部の規定の施行について（受動喫煙対策）」（健発0122第1号平成31年1月22日）で規定されている。
15	「学校改築」について、工事関係者による敷地内外での迷惑喫煙を徹底的に排除するべき。北区内ではURや都営住宅なども大規模改築工事を行っており、工事関係者による近隣での迷惑喫煙を防止する観点から、敷地内に閉鎖型の喫煙所を設けている例もあるようだ。しかし、学校改築においては、当然ながら閉鎖型であっても敷地内に喫煙所を設置することはできない。工事関係者が休憩中通勤途中に近隣で路上喫煙をする懸念があるが、学校周辺での喫煙は絶対にゆるされないはずである。そこで、工事発注にあたっては、全関係者に対し敷地内外での一切の喫煙を禁止する旨を契約に盛り込むべきである。
16	イギリスでは高層居住が子供の成長に悪影響があることから若夫婦に避ける様すすめるパンフレットを配布している。北区も紹介する型で、広報を。
17	高層住宅では統計的に、流産発生率が高い事や、心身への悪影響がある事などが、東海大の逢坂文夫により報告され、厚生労働省も認めている。少子化対策として、注意喚起すべきだ。
18	大型建築では、工事囲いの位置を、セットバック後の位置にして、工事中も、通行者に不便、不安を与えない様、条例改正又は制定をすべきだ。
19	瓦屋根耐風対策事業を、区内でも超高層建物周辺地域など強風が吹く所で実施を。
20	まちづくり全体協議会幹事に地域で活動している多くの一般の団体の代表も参加を義務づけるべきだ。
21	非木造建築物は、その建築、取壊し時に大量のCO2が発生する事を業界も認めており、CO2削減実現のため、大型建物は抑制、制限すべきである。
22	道路整備を伴う、大型開発では、道路整備が完了し、一般住民が利用できる様になった後、本番の建物工事に取りかかれるという工程を義務づける条例を定めるべきだ。
23	工事期間が年単位の開発等では、仮設の足場や工事囲いも、十分な耐震性を、もたせ、かつその事態を大きく掲示する事を義務づける事で、安心して歩行できる様にすべきだ。
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民参加の場が形骸化し、本来の住民参加として機能していない事を改善する必要がある。</li> <li>・各種事業、審議会における住民参加の手段としているパブリックコメント制度は形骸化している事は、出された意見個々を審議会で再検討していない事、修正が行われたとしても文章校正程度である事からも明白で、改革が必要。</li> </ul>
25	区のHP一般について、審議会資料等に時々、語句検索ができないものがあり、不便だし、もしかすると読みあげソフトも使えないのではないかな。改善を。